

官報

號外

明治四十五年三月二十一日

木曜日

印刷局

○第二十八回 衆議院議事速記錄第二十三號

帝國議會

明治四十五年三月二十日(水曜日)午後一時十五分開議

議事日程 第二十二號 明治四十五年三月二十日

午後一時開議

質問

一 鐵政策ニ關スル質問(武藤金吉)

二 海底電線協約ニ關スル質問(石橋爲之)

三 政府ノ社會政策並物價騰貴ニ關スル質問(藏原惟郭)

第一 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法律案(政府提出)

第二 關稅定率法中改正法律案(政府提出)

第三 砂糖消費稅法中改正法律案(中川虎之助君)

第四 朝鮮總督府新聞紙規則改正ニ關スル建議案(關和知君外)

第五 輕便鐵道速成ニ關スル建議案(矢島中君外)

第六 成田鐵道國有ニ關スル建議案(稻村辰次)

第七 煉乳業獎勵ニ關スル建議案(德田讓甫君)

第八 蠶種病毒檢查手数料廢止ニ關スル建議案(西谷金藏)

第九 北海道多額納稅議員選出ニ關スル建議案(遠藤吉平君)

第十 銚子港修築ニ關スル建議案(吉植庄一君)

第十一 北海道拓殖經營ニ關スル建議案(小橋榮太)

第十二 明治五十年日本大博覽會開催ニ關スル建議案(高木益太郎君)

第十三 區裁判所事務復舊開始ニ關スル建議案(名村忠治)

第十四 區裁判所出張所設置ニ關スル建議案(名村忠治)

第十五 中川改修工事速成ニ關スル建議案(齋藤圭次君)

第十六 蠶業政策ニ關スル建議案(武藤金吉君)

第十七 私設運河築港ニ關スル建議案(漆島勝君外)

第十八 新二十錢銀貨改鑄ニ關スル建議案(森茂生)

第十九 治水政策ニ關スル建議案(大橋賴模君)

第二十 (特別報告第六七號)酒造稅納期變更ノ請願

第二十一 (特別報告第一八一號)燈臺急設ノ請願

第二十二 (特別報告第一八二號)鐵道敷設速成ノ請願

第二十三 (特別報告第一八三號)七尾鐵道延長ノ請願

第二十四 (特別報告第一八四號)鐵道敷設ノ請願

第二十五 (特別報告第一八五號)鐵道敷設速成ノ請願

第二十六 (特別報告第一八六號)鐵道敷設速成ノ請願

第二十七 (特別報告第一八七號)鐵道敷設速成ノ請願

第二十八 (特別報告第一八八號)假乘降場設置ノ請願

第二十九 (特別報告第一八九號)鐵道敷設速成ノ請願

第三十 (特別報告第一九〇號)鐵道敷設ノ請願

第三十一 (特別報告第一九一號)輕便鐵道敷設速成ノ請願

第三十二 (特別報告第一九二號)鐵道大貨物等級中水產物等級改正並貨車準備ノ請願

第三十三 (特別報告第一九三號)多治見驛ヲ途中下車驛ト爲スノ請願

第三十四 (特別報告第一九六號)營業稅法改正ノ請願

第三十五 (特別報告第一九七號)酒造稅法並砂糖消費稅法改正ノ請願

第三十六 (特別報告第一九八號)織物消費稅法中改正ノ請願

第三十七 (特別報告第二〇一號)國庫執掌報效志士表彰追祿ノ請願

第三十八 (特別報告第二〇五號)縣外鹽販賣業者失業補償ノ請願外五件

第三十九 (特別報告第二〇六號)國事犯ノ爲沒收セラレタル賞典祿給與金下付ノ請願

第四十 (特別報告第二〇七號)區裁判所出張所設置ノ請願

第四十一 (特別報告第二〇八號)畜牛結核病豫防法改正ノ請願

第四十二 (特別報告第二〇九號)種牛所増設ノ請願

第四十三 (特別報告第二一二號)郵便局設置ノ請願

第四十四 (特別報告第二一二三號)郵便慈善送金規則制定ノ請願

官報號外

明治四十五年三月二十一日(三月三十一日第三種郵便物認可)

衆議院議事速記錄第二十三號

四〇一

- 第四十五 (特別報告第二二四號) 荷物鐵道運送ノ請願 (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告第二二五號) 鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告第二二六號) 鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告第二二七號) 鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十九 (特別報告第二二九號) 石狩川北岸鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五十 (特別報告第二二〇號) 舊藩負債償還處分ノ請願 (委員長報告)

○議長(大岡育造君) 諸般ノ報告ヨリ始メマス

(書記朗讀)

一政府ヨリ左ノ質問書ニ對シ答辯書ヲ送付セラレタリ

制度調査ノ目的ニ對シ内閣總理大臣ト政府委員トノ答辯矛盾ニ關スル質問主意書(西園寺内閣總理大臣)

取引所政策ニ關スル質問主意書(牧野農商務大臣)

日本勸業銀行農工銀行北海道拓殖銀行ノ年賦償還貸付金利息ニ關スル再質問主意書(山本大藏大臣)

教育方針ニ關スル質問主意書(長谷場文部大臣)

土地増價稅ニ關スル質問主意書(山本大藏大臣)

神社併合獎勵ニ關スル質問主意書(原内務大臣)

(左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

衆議院議員加治壽衛吉君提出制度調査ノ目的ニ對シ内閣總理大臣ト政府委員トノ答辯矛盾ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十五年三月十九日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

(別紙)

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員加治壽衛吉君提出制度調査ノ目的ニ對シ内閣總理大臣ト政府委員トノ答辯矛盾ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

國費ノ節約ハ制度整理ノ唯一ノ目的ニ非スト雖モ固ヨリ調査要項ノ一タリ政府委員ノ答辯ハ敢テ矛盾セル所ナシ

明治四十五年三月十九日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議員細野次郎君提出取引所政策ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十五年三月十九日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

(別紙)

衆議院議長大岡育造君

衆議院議員細野次郎君提出取引所政策ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書
一取引所ニ關スル弊害ハ甚タ錯綜ヲ極ムルヲ以テ精細ニ其由リテ來ル所ヲ調査シ之ニ向テ改善ヲ加ヘントス而シテ其改善ヲ爲サントスル要項ハ未タ明言スル時期ニ在ラス

二 明治四十一年四月東京株式取引所ニ對シ手数料ノ引上ヲ認可シタルハ主トシテ非常特別稅法ニ依リ取引所稅再度ノ増徴其他經費ノ增加ヲ來シタル事情等ヲ參酌シ且其ノ引上額カ他ト均衡ヲ失セサル程度ナリト認メタルニ依ル
三 明治四十四年五月東京株式取引所ニ於ケル直取引矯正ニ關スル通牒ハ決シテ直取引其ノ物ヲ禁止シタルニアラス直取引ノ賣買方法中其ノ最弊害甚シキモノヲ停止セシメタリ是レ當時該方法ニ依リ直取引ニ違法ノ賣買ト認ムヘキモノ多カリシヲ以テナリ
四 明治四十四年八月十日東京米穀商品取引所ニ於ケル米ノ定期取引中八月限及九月限賣買ノ停止ヲ命ジタルハ當時市場ノ形勢所謂人爲相場ノ弊ニ陷リ遂ニ需給ノ均衡ヲ攪亂シ延テ公益ヲ害シ且公衆ノ安寧ニ妨害アリシヲ認メタルヲ以テナリ
右及答辯候也
明治四十五年三月十九日

農商務大臣男爵牧野伸顯

衆議院議員高橋直治君提出日本勸業銀行農工銀行北海道拓殖銀行ノ年賦償還貸付金利息ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十五年三月十九日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長大岡育造殿

(別紙)

衆議院議員高橋直治君ノ質問ニ對スル答辯書

日本勸業銀行農工銀行及北海道拓殖銀行ノ年賦償還ノ方法ニ依リ貸付クル年賦金ノ計算方法ハ元金ト利息トヲ併セテ計算シ各年ヲ通シテ一定平等ノ償還額ヲ定ムルモノニシテ其拂込ヲ幾回ニ分割スルカハ契約ニ依リテ定ムルモノトス
債券ハ毎年二回以上ノ償還ヲ要スル銀行營業年度ノ關係ト貸付金ノ償還ヲ年二回ト定メタルモノトス
政府ハ前記ノ事實ヲ認メ每期貸付利率ヲ認可セサルモノトス
右及答辯候也
明治四十五年三月十九日

大藏大臣山本達雄

衆議院議員中村啓次郎君提出神社併合獎勵ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十五年三月二十日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長大岡育造殿

(別紙)

內務省社第三二二號

衆議院議員中村啓次郎君提出神社併合獎勵ニ關スル質問ニ對スル答辯書
政府ハ常ニ神社諸般ノ經營ニ努メ神社崇敬ノ實ヲ舉クルニ留意スル所アルハ今更ニ其ヲ俟タス全國府縣社以下神社十數萬ヲ算スルヲ各省市町村ニ就テ觀ルニ内

ニハ一村百社甚シキハ五百社ノ多キニ上レルアリ多數ノ神社中ニハ規模狹少ニシテ格別ノ由緒ナク社殿廢頽シ氏子又ハ崇敬者ニ於テ其維持ニ堪ヘス隨テ神社ノ體面ヲ保チ難ク崇敬ノ實ヲ擧グル能ハサルモノ妙カラス合祀ハ此ノ如キ神社ニ在リテ行ハルモノニシテ之ニ由リテ益々敬神ノ念ヲ厚カラシメ又之ニ由リテ愈々神社ノ興隆ヲ期セントスルニ外ナラス而シテ其實行ニ付テハ從來地方當局者ヲシテ神社ノ現狀ニ就キ充分ノ調査ヲ遂ケシメ更ニ其事ヲ荷モセサルカ爲メニ常ニ周密ナル監督ヲ加ヘ慎重ナル考證ヲ爲シ其ノ已ムナキモノニ限り之カ合祀ヲ認ムルモノトス古來ノ由緒ヲ稽ヘス土地ノ狀況ヲ顧ミズ徒ラニ其數ヲ減シ又ハ平素ノ崇敬ニ依リ相當維持セラルルニ拘ハラズ一時ニ多額ノ基金造成ヲ圖ラ目的トシ合併ヲ強制スルカ如キハ其本意トスル所ニ非ス又史蹟天然紀念物ノ保存ノ如キハ神社合祀ノ如何ニ拘ハラズ一般ニ之ヲ獎勵シ以テ歴史ノ研究ト風教ノ振作トニ資スル所アラシメンコトヲ期スルカ故ニ合祀後ノ措置ニ就テモ特ニ此ニ注意セシムル所アリ右及答辯候也

明治四十五年三月二十日

內務大臣原敬

衆議院議員千田軍之助君提出土地増價稅ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十五年三月二十日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長大岡育造殿

(別紙)

衆議院議員千田軍之助君提出質問主意書ニ對スル答辯書

一土地ニ對スル課稅ハ特ニ重キニ過クルモノト認メス

一政府ハ今日ニ於テ土地増加稅ヲ新設スルノ意思ヲ有セス

右及答辯候也

明治四十五年三月二十日

大藏大臣山本達雄

衆議院議員星一君提出教育方針ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十五年三月二十日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長大岡育造殿

(別紙)

衆議院議員星一君提出教育方針ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一修業年限ノ短縮ハ望ム所ナルモ學力ヲ低下スルコトナクシテ現行制度ヨリモ二年以上短縮スルハ極メテ困難ナリト信ス

一現存中學校ノ數ヲ減シテ之ニ換ユルニ實業學校ヲ以テセシムルノ意思ナキモ中學教育ニ於テモ實業ニ關スル智能ヲ修得セシムルノ必要ヲ認メ昨年中學校令施行規則ヲ改正シ中學校ノ學科目中心ニ實業ノ一科目ヲ加ヘタリ

一官立專門學校ノ施設ヲ完ウシテ成ヘク多數ノ入學志望者ヲ收容センコトハ常ニ努ムル所ナリト雖其入學試驗ハ目下之ヲ改正スルノ必要ヲ認メス

一田園生活ニ關スル文學書ニシテ健全有益ナルモノハ之カ獎勵普及ヲ計ランコトヲ期ス
右及答辯候也
明治四十五年三月二十日
文部大臣長谷場純孝

貴族院ヨリ受領シタル政府提出案左ノ如シ

朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル法律案
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

蠶種病毒検査手数料廢止ニ關スル建議案
提出者 西谷 金藏君

北海道多額納稅議員選出ニ關スル建議案
提出者 遠藤 吉平君 東 武君 白石 義郎君

提出者 高橋 直治君

(左ノ報告ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一昨十九日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

擔保附社債信託法中改正法律案

熊本 壽人君 石郷岡 文吉君 向坂 弘君

有本 國藏君 木下 吉之丞君 根津 嘉一郎君

藤井 善助君 安東 敏之君 阪本 彌一郎君

鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル法律案

佐々木 文一君 長 晴 登君 吉植 庄一郎君

伊東 要藏君 乾 龜 松君 景山 甚右衛門君

上柳 喜右衛門君 江 原 節君 齋藤 一一郎君

古野 孫太郎君 片岡 直溫君 佐々木 安五郎君

澤 來 太郎君 守屋 此助君 堀江 覺治君

淺羽 靖君 横山 金太郎君 石橋 爲之助君

民事上告豫納金手續廢止法律案

關 信之介君 富島 暢夫君 矢島 中君

水品平 右衛門君 竹内 清明君 木村 格之輔君

高柳 覺太郎君 阪本 彌一郎君 加瀬 禧逸君

(左ノ質問書ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

鐵政策ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

明治四十五年三月十一日

提出者 武藤 金吉

贊成者 駒田 小次郎

外三十三人

鐵政策ニ關スル質問主意書

政府ノ製鐵事業方針如何

一 若松製鐵所最近ノ成績ト大冶鐵山ノ關係如何

二 政府ハ年々製鐵ノ輸入需用高七十萬噸ノ巨額ナルニ内地製產額ハ僅ニ二十餘萬噸ニ過キス而シテ之カ礦石ハ北海道、熊本、和歌山、新潟ノ各縣及朝鮮等ニ豐富ナルニ拘ラス由來發達ノ事績ヲ見ル能ハサル理由如何

四 政府ハ若松製鐵所ヲ擴張スルト共ニ民間ニ保護獎勵ノ方法ヲ講シ製鐵ノ事業ヲ經營セシムルノ意アリヤ如何
五 政府ハ鐵道ノ敷設、造船、造船ノ事業及機械工業ヲ獎勵スルニ拘ラス其ノ原料タル製鐵事業ヲ閉却スルノ傾向アルハ如何
右及質問候也

海底電線協約ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

明治四十五年三月十二日
提出者 石橋爲之助

贊成者 稻茂登三郎
外二十九人

海底電線協約ニ關スル質問主意書

丁抹大北電信會社ト我カ政府トノ間ニ存スル海底電線協約ハ日本ト亞細亞大陸間ノ海底電線敷設權ヲ外國ノ一私立會社ノ獨占ニ歸セシメタルモノニシテ我カ國ノ利權ヲ毀損スルコト大ナルノミナラス其ノ料金ノ不廉ナルカ爲官民共ニ多大ノ不利ヲ被ル所ナリ殊ニ大陸方面多事ナル今日ニ於テ最深ク之カ利權回收ノ必要ヲ感ス然レニ該協約ハ本年十二月ヲ以テ將ニ滿期ニ至ラントス政府ハ此ノ際如何ナル方針ヲ以テ之ニ臨マントスルカ必スヤ無條件繼續ノ失策ヲ再演セサルヘシト信スルモ之ニ對スル政府ノ用意果シテ如何
右及質問候也

政府ノ社會政策並物價騰貴ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

明治四十五年三月十二日
提出者 藏原 惟郭

贊成者 野添 宗三
外二十九人

政府ノ社會政策並物價騰貴ニ關スル質問主意書

社會生存上ノ競爭物價騰貴ノ趨勢ト相俟テ社會一般ノ風習漸ク險惡ノ兆候ヲ現出シ來リ往々ニシテ法度ヲ無視シテ不穩ノ行動ニ出テ或ハ良民ニシテ衣食供給ノ道ニ窮シテ墮落ノ淵ニ沈ミ或ハ相當ノ學問教育アル青年學生ニシテ就職難ニ苦ミ意思薄弱ナルモノハ自暴自棄シテ貴重ノ生命ヲ損シ其ノ比較的反抗力ニ富ムモノハ益社會ノ秩序ニ反行シテ諸種ノ罪惡ヲ犯シ遂ニハ強盜殺人ノ群ニ投シ或ハ國家社會ノ根本制度ヲ破壞シ去ル極端空理ノ社會主義無政府黨員ニ化スルノ恐アルハ上下一般普ク不安ノ念ヲ以テ視ル處ノ事實ナリ今ニシテ之カ救済ノ政策ヲ講スルニ非サレハ他日社會ノ安全ハ勿論國家存立ノ基礎ヲ危クスルノ危險アリ政府ノ社會政策ニ對スル施政方針並物價騰貴ニ關スル救済方法手段ハ如何
右及質問候也

○日野國明君 議長

○議長(大岡育造君) マダ會議ヲ開キマセヌ

○日野國明君 是デハ會議ハ開カレマスマイ、報告ニシタトコログ、定數ヲ缺イテ居ッテハイケマスマイ

○議長(大岡育造君) 報告ハ公報デモ致シマスカラ、差支アリマセヌ
○日野國明君 公報ハ人ニ見セルノデス、皆ノ揃ハヌ中ニ報告ヲスルト云フコトハイケマ

議長ノ報告 武藤金吉君ノ質問演說

スマイ、免モ角ドウデスカ、亭ニ私ハ議長ニ望ミタイト思ヒマスカ、今日私ハ或ル議案ノ委員會ニ出席シテアリマスガ、委員ノ方ニハ議院ニ來テ居リナガラ委員會ニ出席シナイ、段々詮議ヲシテ見ルト、貴族院ノ傍聴ニ往ッテ居ルト云フ話デアル、遂ニ其會議ハ今ニ開ケナイ始末デアリマス、是ハ貴族院ノ議事モ大切デアルケレドモ、過日來議長カラ度々御注意モアッタコトデアリマスカラ、議員ハ心得ナケレバナラヌコトデアリマス、此際ドウデスカ、モウ一遍議長カラ親切ナル御忠告ヲ與ヘラレテハ

(贊成「下呼フ者アリ」)

○藏原惟郭君 議長
○議長(大岡育造君) マダ會議ヲ開キマセヌ是ヨリ會議ヲ開キマス

○福岡精一君 唯今ヨリ朝鮮ノ辯護士規則改正ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスノデ、御許ヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 今暫ク御待ヲ願ヒマス
○藏原惟郭君 議員モ餘リ多ク見エマセヌ、ノミナラズ政府委員モ殆ド居ラナイヤウデス、政府委員ニ議長ハ十分督促ガアッテ、出席ヲスルヤウニ御命令ガアリマシタデスカ

○議長(大岡育造君) 先日御希望ガアリマシタカラ、私ガ諸君ニ對シテ御注意申シタト同時ニ政府ニ通ジテ置キマシタ

○藏原惟郭君 今日ハ如何デスカ

○議長(大岡育造君) 今日ハ別段ニ督促致シタ譯デアリマセヌ
○藏原惟郭君 ドウゾ今日モ嚴達セラレテ、議長ノ力デ二三ノ有力ナル政府委員ト大臣ノ出ルヤウニ御注意アラントラ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 質問ヲ始メマス——鐵政策ニ關スル質問、武藤金吉君

(武藤金吉君登壇)

○武藤金吉君 鐵政策ニ關スル質問書ノ說明ヲ致シマス、諸君、我邦ノ鐵ノ事業ハ政府ノ方針ト云フモノガ未ダ定マッテ居ラヌモノデアリマス、御承知ノ通り若松製鐵所ハアリマスケレドモ、此鐵政策ニ關スル政府ノ方針ト云フモノガ關稅改正ヲスル當時ニ於テモ、政府當局ニ於テ定マッテ居ナイ、故ニ現在ニ於テ年々七十萬噸ノ巨額ナル鐵ヲ使ッテ居ルニモ拘ハラズ、是ニ對スルコロノ我政府ノ製鐵事業ノ方針ト云フモノハ果シテ何所ニアルカト云フコトヲ疑フノデアリマス、諸君、鐵ノ事業ノ盛ナル國ハ強國デアッテ鐵ノ事業ノ盛ナラザル國ハ弱國デアリマス、然ルニ我國ハ六大強國ノ一デアッテ、今ヤ軍備ニ於テモ、其施設ハ著々行ハレテ居リ、又内地ノ鐵道、船舶ノ事業ト雖モ、段々進ンデ居ル、現ニ船舶ノ如キハ英國ヲ除ク外ハ世界ニ於テ第二ニ位シテ居ル然ルニモ拘ハラズ此原料タル製鐵ノ事業ト云フモノハ萎靡トシテ振ハサルノミナラズ、此製鐵事業ニ對シ、現ニ若松製鐵所ト云フモノハ何年經ッテモ其成績ヲ舉ゲルコトヲ吾々ハ認メナイノデアリマス、是等ニ付テ政府ハ此製鐵ノ方針ヲ如何ニスル積リデアリカト云フノガ、第一ノ質問デアル、第二ノ質問ハ若松製鐵所ノ最近ノ成績ト、大冶鐵山トノ關係ハ如何ナルコトニナッテ居ルカ、若松製鐵所ハ年々豫算ノ上ニ於テ討論セラレ、コトデアリカラ、詳シク問フノ必要モナイガ、大冶鐵山トノ關係ニ付テハ、マダ僅ニ昨年北京政府ト契約シタバカリデアッテ、其後ノヤリ方ト云フモノハ少シモ明カニナラナイ、御承知ノ通り大冶鐵山ハ三十九年ニ於テ、我政府ト清國トノ契約ニ依ッテ四十萬噸ヅ、ノ原鐵ガ若松ニ送ラレテ居ルノデアリマス、然ルニ此五年ノ間ニ於キマシテ五年ノ契約ハ既ニ二年期ガ盡キテ、約束ノ日限ガ過ギテ、最近新ニ即チ昨年四月結バレタルコロノ大

冶鐵山ニ付テ、我政府ト清國政府ノ盛宣懷トノ間ニ結バレル契約ガ、果シテ實行サレテ居ルノデアアルカ、今後如何ニ政府ハ如何ナル處置ヲ取ル積リデアアルカ、御承知ノ通り大冶ノ鐵山ハ殆ド世界第一ノ鐵山ト申シテモ、宜イノデアアル、全山掘ルニアラスシテ、實際掘ルト云フヨリ山ヲ崩セバ、全山悉ク鐵デアツテ、而シテ我國ノ運輸ノ便利、又地利ノ關係カラモ、人間ノ關係カラシマシテモ、非常ニ廉ク採レルノデアアル、非常ニ廉ク取レルニモ拘ラズ、ヤハリ以前ノ通りテ、此製鐵ノ盛ニスルマデニ至ッテ居ラスノデアアル、大冶ノ鐵山ハ今後昨年カラ三十年後マデ清國ト我政府トノ間ニ契約ガ成立ッテ居テ、能ク百萬噸ナリ五十萬噸ナリヲ採ルコトガ出來ルニモ拘ラズ、僅ニ三四十萬噸シカ相變ラズ採ッテ居ラスト云フ理由ハドウ云フ譯デアアルカ、是等ニ付キマシテハ政府ハ豫算委員會ニ於テ別段此關係ヲ明カニシテ居リマセヌカラ、此若松製鐵所ノ最近ノ成績ト大冶鐵山トノ關係ヲドウスルカト云フコトヲ明カニ説明シテ貰ヒタイ、殊ニ大冶鐵山ノ鐵ハ原礦ガ一噸七圓デ其運賃共ニ高過ギル採ルコトハ出來ナイカ、是等ノコトニ付テモ過ギルノデ、此高キニ過ギルノヲモウ少シ廉ク採ルコトハ出來ナイカ、是等ノコトニ付テモ數字ニ依ッテ政府ハ明カニ證明アラント望ムモノデアリマス、第三ノ質問ハ政府ノ年製鐵ノ需用高ハ七十萬噸ノ巨額ニ上ッテ居テ、其中テ内地テ出來ルコトノモノハ僅ニ二十餘萬噸ニ過ギナイ、四十餘萬噸云フモノハ外國カラ皆之ヲ仰イデ居ルノデアリマス、御承知ノ通り我國ガ外國カラ輸入スルモノハ主モ鉄ノ居ル、其中テ最モ不足、羅紗デアリマス、是等ヲ合セマスト總計二億ノ輸入ヲ仰イデ居ル、鐵ノ居ル、鐵ハ其主モナルモノデアリマス、然レモ拘ラズ我國ニ於テハマダノ七十萬噸年々使フトコロノ製鐵ノ中テ、僅ニ現在使ッテ居ルコトノ鐵ノ有様ヲ見マセバ、若松製鐵所ニ於テキマシテ百五十噸、百八十噸二百噸ノ釜シカナイデアリマス、又室蘭製鐵所ニハ五十噸ノ設備ガシテアリ、釜石ノヲ合セマシテ七十噸出來テ居ル、又仙八山ニ於テハ二十五噸出來テ居ル、是ダケシカ出來テ居ナイ、テ日々六百七十噸ノ熔鑪シカ持ナイデ、之ヲ一箇年ニ計算致シマシテ、一箇年ニ二百六十五日ノ中テ休日ヲ引キマシテ、三百五十日通シタコロノ製鐵高ト云フモノハ、二百三十三萬六千噸シカ出來テ居ラス、二百三十七萬噸ト云フ此鐵ト云フモノハドウシテモ我國ガ外國カラ買ハナケレバナナイト云フ結果ニナッテデアリマス、諸君、政府ハ内地ニ於テキマシテ鐵道ノ敷設ヲ獎勵シ、又近來ハ造船事業、製鐵事業モ發達シテ、各軍港ニ於テモ大キナ軍艦ガ出來ル、大砲モ出來ル、又其他ノ兵器モ出來ルコトニナッテ居ル、又商船モ出來ルコトニナッテ居ルニモ拘ラズ、是等ノ原料ヲ造ルコトノ出來ナイノハ、ドウ云フ譯デアアルカ、又原料ヲ内地ニ於テ造ルトコロノ考ハ無イノデアアルカ、現ニ我國ニ於テハ朝鮮ニ於テモ、北海道ニ於テモ、熊本ニ於テモ、和歌山ニ於テモ、新潟ニ於テモ、鐵ノ鑛石ハ誠ニ豊富デアアル、豊富デアッテ出來ナイト云フノハ、政府ニ政策ガ無イノト、技術家ニ其人ノ無イノデアアラウ、政府ハ此製鐵ニ付テハ今後ドウ云フ積リデアアルカト云フコトヲ承ッテ見タイと思ヒマス、第四ハ既ニ若松製鐵所ト云フモノガアッテ、現ニ各種ノ製鐵ヲ爲シテ居ルガ、マダノ日本ノ需用ヲ充タスコトノ出來ナイ場合ニ於テ、政府ハ民間ニ此製鐵所ヲ保護獎勵スルノ途ヲ執リ積リデアアルカ、執ラナイ積リデアアルカ、若シ政府ガ政府ノスル仕事ダケ足ラナイトシタナラバ、何故ニ民間ニ保護獎勵ノ途ヲ開イテ、製鐵ノ事業ヲ起サセナイノデアアルカ、製鐵ノ事業ニ付テハ我國ハ悉ク失敗ノ歴史ハカリデアアル、又民間ノ製鐵業者ハ一ツモ成功シテ居リマセヌ、居リマセヌガ、併ナカラ世界ノ何レノ國ニ於テモ製鐵ノ事業ハ立派ニ出來上ッテ居ルノニ、獨リ我日本ニ於テ製鐵ノ事業ガ成績ヲ見ルコトノ出來ナイ筈ハナイノデアアル、

之ヲ要スルニ製鐵ノ事業ハ大ナル資本ヲ要シ、又溶鑪ノ如キモ、電氣溶鑪ノ如キモ、世界ニ於テ行ハレテ居ル、小サイ仕事ハ振ハナイ、大仕掛テナケレバナラヌト云フコトニナッテ居ルノデアリマスカラ、資本家ハ政府ノ保護獎勵ガアッテ、補助利子デモヤッタラバ、政府ノ事業ノ以外ニ於テ、大ニ興ラウト思フノデアアルガ、政府ハ果シテ民間ノ事業ニ保護獎勵ヲ與フル意思アルヤ否ヤト云フコトヲ聽キタイノデアリマス、之ヲ要スルニ國ノ強弱ハ鐵道ノ敷設ト云ヒ、艦船ノ築造ト云ヒ、機械力ノ應用ト云ヒ、一ツモ鐵ニ依ッテ國ノ進歩ヲ増サナイモノハナイノデアリマス、然レモ一面ニ於テ政府ハ鐵道ヲ架ケルコトヲ段々行キ、一面ニ於テ機械工業ヲ獎勵シ、一面ニハ軍備ノ擴張ヲシ、軍艦ヲ改造シ、大砲ヲ築造シ、悉ク鐵ニ依ッテノ仕事ヲヤッテ居ルニ拘ラズ、相變ラズ此資ニ身上カラ鐵ヲ買ハネバナラヌト云フ境遇ニ在ッテ、ソレデ強國ノ實ヲ此儘ヲ擧ゲテ行クコトガ出來ルト思フノデアリマス、諸君、何レノ國ト雖モ製鐵ノ事業ガ全ク成ッテ、サウシテソレト同時ニ或ハ羅紗織物ノ事業、或ハ食料等ガ充實シテ、始メテ國ガ強イと思フノデアリマス、我國ニ於テハ近來隨分總テノコトヲ獎勵サレテ居リマスガ、相變ラズ此鐵ノ問題ニ付テハ政府ハ心配サレテ居ルノデアリマス、餘リ事蹟ヲ見ルコトノ出來ナイノハ、果シテ我國ガ強國トシテ此位置ヲ維持スルコトガ出來ル策デアアルカ、私ハ此鐵ノ事業鐵政策ト云フモノガ始メテ立ッタナラバ、現在ノ關稅定率ノ如キモ、鐵ノ輸入稅ニ付テモ改正スルノ必要ガ起リ、又内地ノ製鐵事業ヲ獎勵スルガ必要デアルト思フ、唯鐵道ノ敷設、唯鐵道ヲ幾ラ架ケテモ、軌道ハ外國カラ買ハネバナラヌ、又軍艦ガ内地テ出來テモ、製鐵、鋼鐵ハ外國カラ供給ヲ仰グコト云フコトデアアルハ、正貨ノ流出ヲ防グシテスルモ能ハズ、又内地ニ於テ工業ヲ獎勵シテモ、今日ノ如ク機械ヲ一臺買ッテモ、總テ鐵ヲ拵ヘタモノヲ買ハ、悉ク重稅ガ掛ッテ居ラヌデハ、我内地ノ工業ノ發達ヲ得ルコトハムツカシイノデアリマス、故ニ國ノ根本ノ問題ハ鐵政策ヲ確定スルニ在ルト思フノデアアル、政府ハ鐵政策ニ對シテ歷代ノ内閣ハ送リマセグレドモ、未ダ確立シタルコトノ鐵政策ヲ持ッテ居ナイカラ、本員ハ此鐵政策ニ對シテ、簡單ニ質問書ヲ提出シテ、答辯ヲ求メル所以デアリマス

○議長(大岡育造君) 海底電線協約ニ關スル質問、石橋爲之助君

〔石橋爲之助君登壇〕

○石橋爲之助君 本員ガ提出致シマシタ質問ハ、外務省ト遞信省トニ關係アル問題デアリマス、質問主意書ニ其大要ヲ認メテ置キマシタカラ、一應朗讀致シマス、丁抹大北電信會社ト我政府トノ間ニ存スル海底電線協約ハ、日本ト亞細亞大陸ノ海底電線敷設權ヲ外國ノ一私立會社ノ獨占ニ歸セシメタルモノニシテ我國ノ利權ヲ毀損スルコト大ナルノミナラス其料金ノ不廉ナルガ爲官民共ニ多大ノ不利益ヲ被ル所ナリ殊ニ大陸方面多事ナル今日ニ於テ最深ク之カ利權回收ノ必要ヲ感ス然レニ該協約ハ本年十二月ヲ以テ將ニ滿期ニ至ラントス政府ハ此際如何ナル方針ヲ以テ之ニ臨ミントスルカ必スヤ無條件繼續ノ失策ヲ再演セザルヘシト信スルモノニ對スル政府ノ用意果シテ如何「斯ウ云フ趣意デアリマスガ、少シク此條約ノ由來ヲ簡單ニ申述ベタイと思ヒマス、明治三年八月二十日丁抹大北電信會社ニ對シテ、長崎上海間及長崎浦潮斯德間ノ海底電信線ノ陸揚竝ニ長崎橫濱間ノ海底電信線ノ新設ヲ許可スルト云フコトノ日本ト丁抹ト兩國間ニ協定ガ出來マシタ、其翌年六月ニ至ッテ長崎上海間ノ海底電信線ト、長崎浦潮斯德間ノ海底電信線ハ落成致シマシタ、其後十一年間ヲ經テ明治十五年十二月二十八日ニ至リマシタ、茲ニ前ノ協約ガ改訂ニナリマシタ、其改訂ニナリマシタノハ、ドウ云フコトヲ申シマス、前ノ明治三年八月二十日附ノ日本丁抹ノ協定ヲ廢止致シマシテ、更ニ長崎上海間ト長崎浦潮斯德間トノ海底電線ヲ各一條、

増設スルコト、竝ニ日本朝鮮ノ間ニ海底電信線ヲ新ニ設ケルコトヲ許可致シマシタ、ソレカラ同時ニ帝國ト亞細亞大陸及其附近ノ島嶼トノ間ニ日本自ラガ海底電信線ヲ設ケナイト云フコト、竝ニ設ケルコトヲ他ノモノニ許可シナイト云フコトヲ約束シタコトノ免許狀ヲ大北電信會社ニ與ヘタノデアリマス、サウシテ前ニ許シマシタコトノ長崎橫濱間ノ海底電信線ハ、遂ニ敷設スルニ至ラズシテ其許可ハ消滅シテシマッタデアリマス、是ガ現行ノ條約デアリマシテ、詰リ日本ト亞細亞大陸間ノ海底電信線ヲ丁抹ノ一會社ニ編占ヲ許シタト云フ結果ニナツテ居ルデアリマス、其後明治十七年ノ二月十五日ニ日本朝鮮ノ間ノ海底電信線ガ開通致シマシテ、ソレカラ二十二年ノ十二月十二日ニ日本朝鮮ノ間ノ海底電信線ノ一部即チ呼子巖原間、之ヲ日本帝國ニ買收スルコト云フコトニ協定ガ出来マシテ、翌二十四年四月一日ニ受授ヲ了シマシタ、ソレカラ又三十二年ノ三月ニ至リマシテ、前申シマシタ明治十五年十二月二十八日附ノ免許狀ノ期限ガ二十年デアッタモノヲ二十年ニ延長スルコト云フコトニナリマシテ、詰リ是ガ今年ノ十二月二十八日マデ有效ト云フコトニナツタデアリマス、ソレカラ御承知ノ通りニ韓國併合ニナリマシタ結果、一昨年ノ十月十八日ニ日本朝鮮間ノ海底電信線ノ殘リノ部分即チ小茂田釜山間ヲ日本帝國ニ買收スルコトニ協定致シマシテ、翌年十一月一日ニ是ガ受授ヲ了シ致シマシタデアリマス、以上申シマシタコトガ現在ノ此海底電信線ノ協約ノ狀態デアリマス、此最初カラ今日マデ四十年餘リノ間、此電信線ノ獨占ヲ此會社ニ許シテ居タルデアリマシテ、其間ニハ日清日露ノ兩戰役ガアリ、此電信線ハ非常ナ大關係ノアルモノデアリマシタニ拘ハラズ、丁抹ノ大北電信會社ハ嚴正中立ヲ守リマシテ、其間何等通信上ノ支障ヲ生ジナカッタ云フコトハ、誠ニ會社ニ對シテ吾々ハ多謝スルコトデアリマス、殊ニ此會社ト露西亞ノ皇室トハ大ナル密接ノ關係ガアリマシテ、會社ノ大株主ノ一人トナツテ居ラレルニ拘ハラズ、此ノ如キ嚴正中立ヲ守ラレタト云フコトハ、會社ニ對シテ大ニ吾々ノ謝意ヲ宜シコト、考ヘルデアリマス、併ナガラ今日マデ四十年餘ノ間、此線ヲ獨占致シマシタメニ此會社ガ非常ナ利益ヲ得マシテ、豫期以上ノ配當ヲ爲スコトガ出来、全ク其豫想以外ノ利益ヲ收メテ居ルト云フコトハ、是ハ動カセベカラザルトコロノ事實デアリマス、然ルニ以前ハ左程デアリマセナカッタデモ、今日デハ此東洋ノ局面非常ニ多事トナリマシテ、日本ト亞細亞大陸間ノ交通ハ最も頻繁ニナツテ來タルデアリマス、デアリマスカラシテ此條約ガ今年ノ十二月二十八日ニ滿期トナルト云フコトハ、最も吾々ノ注意ヲ拂ハナケレバナラストコロノ事柄デアリマス、漫然此時日ヲ經過致シテシマヒマスナラバ、實ニ取り得ラレベキコトノ權利モ取損ツテ、損害ノ上ニ又損害ヲ續ケルト云フヤウナ結果ニナツテハ相成ラヌと思ヒマス、故ニ此際政府ノ注意ヲ喚起シ、竝ニ先方ニ對シテ如何ナル方針ヲ以テ談判ヲスルカト云フコトヲ問フハ、決シテ無用ノコトデナイト信ズルデアリマス、今日上海邊ニ參シテ居リマスコトノ日本ノ臣民ハ、既ニ一萬人ニ達セントスルヤウナ狀態デアル、又日本内地ニ居リマスコトノ支那人ノ數モ非常ナ多キニ上ツテ居ル際デアリマシテ、其交通誠ニ頻繁ニナツテ居リマス、故ニ、以前ノ如キ狀態トハ今日ハ全ク變シテ居ルデアリマス、故ニ斯ウ云フ實際ノ事情ヲ見マサルナラバ、此會社ト雖モ此度ノ此滿期ニ依ツテ、必シモ是マデ獨占シテ居タルコトノ利益ヲ何時マデモ繼續シヤウト云フ無法ナコトヲ申出ルコトハアルマイト信ズルデアリマス、日本政府ニ於テモ今日マデ讓リニ讓ツテ、長イ間會社ニ利益ヲ獨占セシメタルデアリマス、此際十分主張シ得ベキコトアレバ、其主張ヲシテ會社ト日本政府トノ間ニ圓滿ナル解決ヲ告グル必要ハアラウト信ズルデアリマス、ソコデドウ云フ方針ヲ以テ政府ガ之ニ

臨マントスルデアルカ、吾々ノ考ヘルコトデハ先ツ第一ノ策ト致シマシテハ、我國ニ有利ナルコトノ條件ヲ提出シテ、サウシテ此現在アリマスコトノ線ヲ十分ニ便宜ニ利用シ得ラレヤウニスルト云フコトガ、先ツ第一ノ策デアラウト考ヘルデアリマス、現在ハ上海ト長崎間ノ電信料ガ一語四十八錢、又長崎ト澎湖斯德間ノ電信料ガ七十二錢、斯ウ云フヤウナ廉ナ料金ヲ仕拂テ居ルデアリマス、斯ウ云フコトハ即チ今度ノ滿期ニ際シテ、十分吾々ノ方ニ利益アルコトヲ提議ヲナス必要ナル點デアラウト考ヘルデアリマス、例ヘバ今日ハ羅馬字ノ電報デナケレバ打ツコトガ出来ナイト云フデアアルノ、ヤハリ此日本ノ假名字文字ヲ用井ルコトガ出来ルヤウニスルト云フコトガ、一ノ條件トシテ宜シカラウシ、又現在ノ料金ヲ引下グテ、日本ト朝鮮若クハ日本ト滿洲、芝罘アレリトノ間ニ課シテ居リマスルトコロノ料金同率位ニ引下ゲサセルト云フコトモ、是モ必要ナル條件デアラウト考ヘルデアリマス、サウ云フ條件ガ成立チマシタナラバ、敢テ必ズシモ此所ニ競争線ヲ拵ヘルコト云フ必要モナク、今アルコトノモノヲ利用スルコトガ出来ルカラ、十分ソレヲ用ハ足シ得ラレト信ズルデアリマスガ、萬一其策ニシテ效ヲ奏シナイト云フ場合デアレバ、又第二ノ策トシテ吾々ハ全部此大北電信會社ノ現在ノ線ヲ日本政府ニ買收スルコト云フコトモ、是モ一ノ策デアラウト考ヘルデアリマス、併シテ之ヲ買收スルニ當ツテハ其價格ノ程度ガ大ナル問題デアリマシテ、一昨年議會ノ協賛ヲ經テ、朝鮮ト日本トノ間ニ海底電信線ヲ此會社カラ買取りマシタガ、其代價ノ不廉デアッタト云フコトハ、吾々ノ承知スルコトデアリマスガ、彼ハ其有效期限内ニ向フノ權利ヲ此方ニ移スト云フコトデアリマシテ、事情ヲ忍ビシテ其高價ヲ拂タノデアリマスケレドモ、既ニ滿期トナルト云フ場合デアレバ、サウ云フ必要モナイト思ヒマスルカラシテ、十分此代價ノ點ニ於テモ當局者タルモノハ此ノ如キ高價ヲ拂フノ必要ナキコトニ注意シテ、失敗ヲ殘サナイヤウニスルトハ必要デアラウト考ヘルデアリマス、尙買收ヲモ爲シ遂ゲルコトガ出来ヌト云フ場合デアリマスレバ、又第三ノ策ト致シマシテ、此處ニ競争線ヲ設ケルコトモ、或ハ必要ニナルカモ知レヌト思ヒマス、併ナガラ若シ競争線ヲ別ニ我政府ノ手デ敷設スルト云フコトニナリマスルト、先ツ其陸揚ニ付テ支那政府ノ承諾ヲ求メンケレバナラヌデアリマスガ、支那ノ方ハ此大北電信會社ニ對シテ一千九百二十年マデト云フモノハ既ニ獨占ノ權利ヲ與ヘテ居ルデアリマス、ソレ故ニ其處ヘ對シテ行ツテ、我政府ガ要求スル理由ヲ支那政府ガ直ニ許スモノデアルヤ否ヤト云フコトハ、少シク考ヘナケレバナラヌ點ト思ヒマス、或ハ又大北電信會社カラ故障ヲ申込シテ、圓滿ニ行クコトヲ妨ケルカモ知レヌト思ヒマス、併シナガラ今日ハ學術モ進歩致シマシテ、必シモ海底電信線ヲ敷設シナクトモ、便利ナル無線電信ノアルコトデアリマス、モウ此條約ガ滿期トナツタ後ハ、上海ト長崎間ニ於テ或ハ其他ノ地點ニ於テデモ、無線電信ノ設備ヲ致シマシタナラバ、優ニ是等會社ノ電信ト競争スルコトノ途モ開ケ、電信料モ廉クナルコト、信ヒマス、斯ウ云フ有力ナルコトノ根據ガ他ニ存在シテ居ルデアリマス、今日ノ此場合ニ當リマシテ政府ハ十分豫メカリシタコトノ態度ヲ以テ此會社ニ十分我國ノ利益ヲ擁護スルダケノ決心ヲ以テ談判ニ掛ラレンコトヲ希望スルデアリマス、ソレ故ニ政府ハ果シテ此際如何ナル方針ヲ以テ之ニ臨マントシテ居ルカ、既ニ十二月二十八日ニ至リ滿期トナルデアアルカラ、遠ラヌ中ニ談判ニ著手スルト云フ運ニ至ラナケレバナラヌト信ヒマスガ故ニ、略シ其方針ヲ定メテ置カナケレバナラヌト信ズルデアリマス、故ニ如何ナル方針ヲ以テ之ニ對スルカト云フコトヲ此際ニ質問致シテ置カウト云フノガ、私ノ趣意デアリマス

(7)

チ區制ヲ爲スニ止マツテ、決シテ此宗教ヲ度外シ、無視スルト云フ譯デハナイノデアル、是ガ分ヲナイトコロノ文部省ハ(「自分ガ分ルマメ」ト呼フ者アリ)過去ニ於テモ、現在ニ於テモ、何等此宗教上ニ付テ彼ハ意見ヲ明カニシテ、而シテ宗教ト教育上トノ關係上確乎タル方針ヲ執ルコトハ爲サズシテ、而シテ曖昧ニ此大問題ヲ付スルガ如キハ、私ノ取ラザルトコロ、私ハ文部當局者並政府當局者ニ向ツテ、此宗教上ニ對シテハ何等ノ手段方法モ、又何レノ點マデ宗教上ニ立入ラセ、而シテ宗教ト社會、宗教ト家庭、宗教ト教育、宗教ト政治ノ聯絡ヲ取ラントスルカ、此點ニ付テ政府ノ所見ヲ問ハントスルノデアル(此時發言スル者アリ)マア御聽キナサイ、汝等ニハ分ラヌ、唯地方問題バカリヲ代議士ノ任トスル者ニハ分ラヌ(ヤルベシヤルベシト呼フ者アリ)第二ニ諸君(宗教ハ代議士ノ任ニナツテ居ルカト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 靜肅ニ願ヒマス

○藏原惟郭君 我國ノ社會ノ險惡ニナリツ、アル點、又非常ニ危險ナル點、人口ノ増殖ニ關係シ、又社會ノ衛生問題ニ關係シテ居ルコトニ付テ、私ハ政府ノ所見ヲ問フノデアル、諸君ノ御承知ノ通り我國ノ人口ハ年々歳々五十四五万人ツ、増シテ往キヨルノデアル、而シテ我國ノ即チ面積ニハ限リガアル、此増殖セルトコロノ人口ハ年々歳々幾十年、幾百年ヲ經テモ倍加ノ勢ヲ以テ増スニ違ヒナイ、而シテ今日實ニ我國ハ面積ノ割合ニ此人口ガ稠密デアデ、而シテ此間ニ生ズルコトノ夥多ノ問題、夥多ノ弊害ノ續發シツ、アルト云フコトハ、皆認ムルトコロデアル、實ニ此人口ノ増殖ヲ如何ニ利導セントスルカ、如何ニ之ヲ即チ處分セントスルノデアル、人口増殖ハ之ヲ自然ノ膨脹スルトコロノ發展スベキトコロノ國民ノ是ハ當然ノ勢デアル故ニ、之ヲ防止スルト云フコトハ、固ヨリ不可能ノコトデアル、又取ラザルトコロデアル、然ラバ此増殖ノ人口ヲ如何ニセントスルカ、滿洲ハ一ツノ即チ是ハ移住地デアル、朝鮮モ其一ツデアル、臺灣モ其一ツデアル、樺太モ其一ツデアル、然レドモ是等ニ對シテ即チ移住ノ方法ヲ如何ニ獎勵シ、アリヤ、之ニ對シテ之ヲ獎勵スルノ政策ハ如何ニ爲シ、アリヤ、如何ナル法ヲ執リツ、アリヤ、其一定シタル方針、一定シタルトコロノ政策ハ私ハ政府ニ有シテ居ルカ知ラヌケレドモ、聽カント欲シテ聽クコト能ハザルトコロノモノデアル、而モ此増加セルトコロノ人口ヲ何故ニ米國ニ之ヲ送ラナイ、何故ニ南米ニ之ヲ送ラナイ、何故ニ世界到處ニ之ヲ送ラナイ、途ヲ講ジナイノデアルカ、政府ハ常ニ之ヲ送ルニ反對ナル、不利ナルトコロノ條約ヲ米國ト結ビヨルデハナイカ、契約ヲ米國ト結ビヨルデハナイカ、即チ米國ニ於テハ常ニ恆ニ毎年々々絶ヘズ日本ニ對スルコト即チ移住民反對ノ議案ヲ提出シテ居ルデヤナイカ、到ル處ニ此實ニ排日思想ガ熾ニナツテ居ルデハナイカ、此ノ如キノ狀況ヲ以テドウシテ日本ノ此増殖セル人口ヲ此方面ニ扶植移住セシメルトコロノ途ガアルノデアリマスカ、之ニ對シテ何等カ政府ハ手段ヲ有シテ居ルカ、何等カ所信ヲ持ツテ居ルカ、確信ヲ以テ此二年々歳々増加スルトコロノ人口ヲ適當ニ世界ノ各地ニ分配シテ、日本ノ勢力ヲ扶植シ、日本ノ人民ニ幸福ヲ與ヘルトコロノ政策ヲ執リツ、アルカ、政府ガ今日執リツ、アルトコロノ政策ハ全ク之ニ反對シテ、是等ノ捌口ヲ杜絶シ、而シテ、倍我人口ハ稠密ノ上ニ稠密ヲ加ヘシメントスルトコロノ形勢トナリツ、アル、是ヨリ生ズルコトノ問題ハドウデアアルカ、生活難ガ起ツテ來ルデハナイカ、諸所ニ此不満足、不平ノ聲ガ起ツテ來ルデハナイカ、而シテ其極危險思想トナリ、或ハ懶惰ノ風習トナリ或ハ風俗墮亂トナリ、或ハ實ニ忌々シキトコロノ厭世、悲觀、自殺、生活難ノ聲ハ滔々トシテ日本ノ社會ノ階級ヲ充スニ至ルコトヲ私ハ憂ヘテ居ルノデアル、此點ニ於テ政府ハ如何ナル政見、政策ヲ

持ツテ居ルカ、如何ナル殖民政策ヲ持ツテ居ルカ、是レ私ノ問ハントスルトコロデアル、之ト伴ウテ我國ノ衛生問題ハドウデアアル、衛生程國防ニ關スル問題ハナイ、衛生程國民ノ生産力並ニ國民ノ品位、品格ニ關スル問題ハナイ、而シテ此問題程人道ニ一致シテ、而シテ國家ノ運命ニ關スル問題ハナイ、然ルニ此問題ニ對シテハ如何ナル國民ノ満足スベキトコロ、又其理想ヲ實現スベキトコロノ政策方法手段ヲ執リツ、居ルカ、今日ノ衛生制度若クハ衛生行政ヲ以テハ固ヨリ不満足ナルコトハ、政府自ラ承知シテ居ルデアラウ、其證據ニハドウデアアル、日本人ノ此間ニハ癩病ハ常ニ種ニツ、アルデハナイカ、到ル所癩病患者ガ充滿シテ居ルデハナイカ、此傳染的ノ實ニ恐レベキ社會ノ病氣ハ、如何ニ之ヲ救治セントスルカ、如何ニ健全ナル社會ト其關係ヲ離隔シテ、而シテ傳染ノ憂ヲ防禦セントシツ、アルカ、吾々ハ實ニ癩病患者ノ取締ニ付テハ政府ノ屢ニ此意嚮アルコトヲ聞イテ居ル、ケレドモ未ダ會テ之ニ付テ統一アル衛生的政策ヲ執リツ、一面ニ於テハ癩病患者ノ危險ヲ社會ヨリ遠ザケ、一面ニ於テハ此不幸ナルトコロノ病者ヲ慰メテ、之ヲ收容治療スルトコロノ社會的政策、慈善的事業、所謂同情的觀念ヲ其政策ノ上ニ發揮シテ居ル其蹟ノ見エザルハ如何ニ、是レ我政府ノ怠慢ヲ攻メ、政府ノ無能ヲ責メ、政府ノ一定ノ政策ナキヲ詰問シ、詰責セントスル所以デアル、之ニ對スル明確ナル案ガアルナラバ、之ヲ議會ニ示シ、而シテ國民ノ安心ヲ買フベシト私ハ思フ、單リ癩病患者ハカリデナイ、肺病ハ如何、其他ノ傳染病ハ如何、殊ニ諸君モ恐ク決シテ知ラザルトコロノナイトコロノ花柳病ハ如何(笑聲起ル)花柳病ハ如何、此花柳病ハ上下ノ社會ヲ今日ハ怒濤狂瀾ノ如クニ席捲シツ、アルデハナイカ、此問題ハ歐羅巴ニ於テモ殊ニ英國、獨逸等ニ於テモ非常ナル大問題トシテ、社會問題トシテ、國家ノ生存問題トシテ、研究サレタコトガアル、而シテ是ガ防禦ヲ講ジテ今日ハ英國ニセヨ、獨逸ニセヨ、若クハ佛蘭西ニセヨ、白耳義ニセヨ、偉大ナル革新ヲ爲シタルデアル、我國ニ於テハドウデアアル、年々歳々蔓延シツ、アルバカリデアアル、其猛勢ニ放任シツ、アルバカリデアアル、我國ノ青年ハ幾何ノ此忌々シキ病氣ニ感染シツ、アルト云フコトハ、諸君ノ報告ニ依ツテ聞イテ居ル(辯士モ此病アリト呼フ者アリ)議員漸ツアルコト知レ——名譽アル議員愧ヅルコトヲ御知ナサイ、其他諸君ノ御承知ノ通り我兵役ノ壯丁ニ此病ニ罹ルモノハドウデアアルカ、殆ド十中ノ七八ハ皆此病ニ罹ラザルハナシト云フコトデアル、實ニ醫者ノ研究ニ依ルハ、日本人ハ殆ド悉ク名譽アルトコロノ諸君モ勿論、名譽キチトコロノ人民モ十中ノ八九ハ此病ニ侵サレテ居ルト云フコトデアル(辯士ハ勿論ト呼フ者アリ)斯ヤウナル慚ヅベキトコロノ事實ガアリトスルナラバ、諸君、我帝國人民ノ清潔ナルトコロノ衛生ト、高潔ナルトコロノ人格ト、而シテ社會ノ安全、社會ノ衛生ヲシテ益、品位アラシムルタメ、基礎ヲラシムルタメニ此等ノ防禦ノ政策ヲ講ズルト云フコトハ、實ニ急務中ノ急務デハアリマセウカ(アーメント呼フ者アリ)即チ此等ハ國防ノ上ノ寇敵デハナイカ、衛生ノ上ノ是ハ危險デハナイカ、社會思想ヲ危險思想ト云フケレドモ、私ハ寧ロ此病氣ノ危險ハ國防ノ上ニ於テ、國民ノ衛生ノ上ニ於テ、是ヨリ偉大ナル寇敵、是ヨリ懼レベキ危險ハナイモノト茲ニ絶叫スルノデアル、此等ノ病氣ノ結果ハドウデアアルデハナイカ、日本國民ノ即チ死亡率ヲ御覽ナサイ、日本國民ノ死亡率ハ、千人ニ付テ二十人ト四分ニナツテ居ル、英國ハ僅ニ十六人ト一分デアアル、佛蘭西ハ十九人デアアル、獨逸ハ十七人ト八分デアアル、而シテ白耳義ハ十六人ト四分、獨リ我敬愛スベキ日本人民ノ命ハ千人ニ付テ二十八人ト四分ト云フ世界ノ衛生上ニ比類ナキトコロノ惡事實ヲ表明シテ居ル、是デモ諸君ハ笑ウテ居ル

カ(笑聲起ル)是デモ諸君ハマダ自ラ慚ザルコトヲ世界ニ對シテ知ラヌノカ、固ヨリソレヲ知
ラナイヤウナ人間ハ毒ヲ飲シテナリ、花柳病ニ罹リテナリ、早ク死シテハ貴ヒタイ(笑
聲起ル)政府ハ此等ニ對シテ如何ナル所見ヲ有シ、如何ナル方法、如何ナル手段ヲ講
ジツ、アルカ、是レ私ガ問ハントスルコトコロアル(簡單トハ云ハヌガ、ドウダト呼フ者アリ
リ)次ニ諸君、私ノ問ハントスルコトコロハ就職難デアル、生活難ノ問題デアル、誰モ今日
就職難ヲ聞カザルモノハナイ、殊ニ此就職難ガ學生——學校出身ノ學生ニ多數ニアル
ト云フコトヲ認メヌケレバナラヌ、又生活難ハ社會ノ到處ニ於テ甚シキト云フコ
トハ事實デアル、殊ニ下級人民ノ今日ノ慘狀ハ殆ド實ニ言フニ忍ビザル如キトコロノ悲
慘ナル有様ニ沈ミツ、アルノデアル、而シテ此裏面ニ於テハ、此未來ニ於テハ、實ニ社會
ノ安全、國家ノ基礎ニ大危險ヲ與フルトコロノ所謂不穩ナル——危險ナルトコロノ思想
ノ分子ガ濛々トシテ横流——暗流シツ、アルコトヲ知ラナクチャナラヌ、最早此進シテ此
職業難、生活難ヲ吾ミガ絮說スルヨリモ、ウレ付テ事實ノ一三ヲ示スコトガ、一番早イノ
デアル、生活難ナルモノハ是ハ如何ナル方面ヨリ起ツテ來ルモノデアルマスカ、是ハ時勢ノ
變遷其一ツデアル、又其他産業上機關ノ遷變尙其一ツデアル、其他人口ノ増殖若クハ
教育上ノ方針ノ誤リ、種々原因ハ殆ド指ヲ屈スルニ達アラヌノデアリマスカ、是ハ諸君
ノ諒セラル、トコロデアリマスカ、試ミ我邦ノ物價ハ如何ニ茲十年間ニ發展シテ居リマス
ノデアリマスカ、諸君ノ御承知ノ通り殆ド此必要ナル食料品ニ於テハ我國ノ此物價ノ騰
貴ハ七割ニ及ンデ居ル、平均五割以上、七割ニ進ンデ居ルト云フコトハ、是ハ統計
ノ示スコロアル、而シテ其原料品ハ幾テアルカト云フト一割八分デアル、製造品
ハ二割デアル、即チ平均シテ三割八分ノ此物價ノ騰貴ヲナシテ居ルノデアル、十年間ニ
此ノ如キ物價ノ騰貴ヲ爲シテ居ルガ、是ガ即チ今日ノ生活難、社會難、到處ニ不平
慘狀ノ聲ガ聞エツ、アルノハ、直接ニ此原因ニ依ツテ挑發サレテ居ルト云フコトハ疑ハヌ
ノデアリマスカ、物價騰貴ノ原因ニ付テハイロ／＼アリマセウ、輸入超過モ一ツノ原因デア
ラウ、從ツテ即チ硬貨ノ流出モ原因デアリマセウ、若クハ人口ノ増殖モ一ツノ原因デア
ラセウ、若クハ金ノ產出ノ此世界の形勢モ一ツノ原因デアラウ、然レドモ重ナル原因ハ實
ニ直接ノ物價ノ騰貴ニアツテ、而シテ其騰貴ノ原因ハ何デアルカト云フト、人爲的ニ爲サ
シムルトコロデアツテ、即チ政治ノヤリ方ノ惡イノト、所謂増税ノ性質ヲ選バズシテ、
妄リニ消費品ニ課税スルト云フコトガ、直ニ此物價ノ上ニ其責任ヲ轉嫁シテ物價ノ騰貴
ヲ來スト云フコトハ是レ何人モ否ム能ハザルトコロノ事實デアリマセウ、而シテ諸君ノ御承
知ノ通り、我國ノ物價ノ騰貴ノ原因ハ増税ト共ニ伴フテ居ル、二十七八年ノ即チ日清
戰役ノ増税ガ本トナリ、而シテ其後ニ至リ、凡ソ六回ノ増税又増税ハ而モ其稅ノ種類
ヲ擇バズ、無茶苦茶ニ手當リ次第ニ、或ハ消費稅、或ハ食料品ノ上ニ其他實ニ直接
ニ國民ノ苦痛ニ感ズルトコロノ増税ヲ斷行——暴行シタガタメニ物價ハ直ニ暴騰シテ
來タト云フコトハ諸君ノ認メラル、トコロデアアル、其證據トシテハ諸君ノ御承知ノ通り
第一回ノ即チ増税ニ於テ約一億圓ヨリ五億圓ニ激増シタ事實ガアルデハナイカ、而シ
テ此五億圓ニ激増シタトコロノモノハ何年間ニ於テアルカ、僅ニ、十五年間ノ短日月
ニハテ之ヲ増加シタノデアリマセウカ、是ガ即チ物價ノ騰貴ヲ激成シタル、激發シタル大
原因デアアル、而モ酒稅、醬油稅、砂糖稅、石油稅、若クハ其他イロ／＼輸入上ニ關
スル總テノ無遠慮ナルトコロノ無方針ナルトコロノ關稅ハ益ニ此物價ノ騰貴ヲ來サシメタ
ノデアアル、其他營業稅ノ如キ、通行稅ノ如キ、織物稅ノ如キ、若クハ賣藥稅ノ如キ若

クバ郵便、電信印紙收入ノ如キ、若クハ煙草、食鹽稅ノ如キ、是等ハ皆即チ國民ノ
日々需用セザルベカラザルトコロノ消費ノ上ニ若クハ生活上必要ナル物品ノ上ニ増稅ヲ加
ヘタ結果デアアル、而モ苛稅誅求ヲ加ヘル結果、益ニ社會國家ノ公安ヲ紊スコトニ力ガ
アツタノデアリマスカ、諸君、此増稅額中ノ三億九千萬圓ノ増稅中消費稅シテ物價ニ
直接ニ關係スルトコロノ價ハ幾テアルカ、一億一千四百萬圓アル、而シテ間接ニ於
テ物價ノ騰貴ニ關係スルモノハ九千九百萬圓、合計三億一千三百萬圓ノ多キニ上ルト
云フニ至リテハ、是レ驚カベカラザル事實デアラハナイカ、是等ハ政友會ノ諸君モ其責任
ヲ分タザルベカラズ、常ニ其政府ニ盲從シ、常ニ其時ノ官僚ニ隨喜シテ、其命令指導ニ
從ヒ、増稅又増稅、此國民ノ負擔ニ堪ヘザル、國民ノ生命維持ニ危險ナル増稅ヲシタ
結果、三億一千三百萬圓ノ増稅トナツタ、是レ皆政友會代議士ノ責任デアアル、是デモ
漸ルトコロガナイカ(恆松隆慶君「日露戰爭ニ勝ッタルハドウカ」ト呼フ)進行議員、默
シテ御聽キナサイ(盲從トハ何デト云フ者アリ)マダノ熱湯ヲ飲マセザルコトヲ御聽キナサ
イ(何ガ熱湯デト云フ者アリ)而シテ諸君、此物價ニ直接ニ關係セザルトコロノ其増
稅ノ價ハ幾何デアルカ、僅ニ七千萬圓デアリカ、是ニ於テカ諸君、此増稅及其
過重過大ノ負擔ガ如何ニ物價ノ騰貴ノ上ニ大原因ヲ爲セルカト云フコトノ事實ヲ如何
ニ盲目ナル議員ト雖モ、認メ得ザルヲ得ナイノデアアル、試ミ贊成ノ拍手ヲシテ御覽ナサ
イ(平均シテ上ツテアルカラ宜イト云フ者アリ)而シテ總平均ニシテドウデアアル三割六分ト
云フモノニナツテ居ル、増稅ニ關係シテ居ルモノハ五割デアアル(位ガ違フテ居ルト云フ者アリ)
三割六分ナルガ故ニ、増稅ニ關係シテ居ルモノハ——増稅ニ關係シテ居ルモノハ五割デア
アル、而シテ然ラザルモノハ僅ニ二割三分強デアアル、十五年間ニ於ケル増稅ガ如何ニ物
價騰貴ヲ爲シテ居ルカト云フコトハ、是ニ於テ益ニ明カデナリカ(國ノ發展ハ如何ニ云
フ者アリ)物價ノ騰貴ノ原因ヲ極メ居ルカラ靜ニ御聽キナサイ、而シテ又其輸入ノ上ニ
於テ關稅ニ影響シタルトコロノモノモ、是亦偉大ナルモノデアアル、日本銀行ノ調査ニ依
リ、明治三十二年ノ平均ヲ主位トシテ、之ヲ起點トシテ見ルトキニハ、其後十五年間
ノ物價騰貴ノ割合ハ平均二割五分、輸入品ニ於テ三割五分、内地生産消費品ニ
於テ二割五分、即チ輸入品ニ於テ僅ニ一割二分デアアル、是レ關稅政策ガ如何ニ輸
入物品ニ課稅ヲシタルタメニ、其結果日本國民ハ廉ク之ヲ購入スベキモノヲ非常ナ高
値ニ於テ之ヲ購入シナケレバナラヌコトガ分ル(ツレガ關稅ノ目的デト呼フ者アリ)而モ
其輸入ノ課稅ハ終ニ我國ノ物價ヲ益ニ騰貴スルノ誘因トナツタノデアアル、所謂米ノ如キ、鶏
卵ノ如キ、石油ノ如キ、皆悉ク之ニ類シテ、總テ必要品、生活品ハ暴騰ニ暴騰ヲ加ヘ
タノデアアル、然ラバ私ハ問ハシ、私ハ問ハシ、議員々々議員ハ然ラバ、君ハ然ラバ、シ
テ云フコトハ「稅ヲ全廢シテシマツテ稅ト云フモノヲ廢セバ、國家ト云フモノハ經營ガ出來
ト云フノカ」稅ヲ全廢シテシマツテ稅ト云フモノヲ廢セバ、國家ト云フモノハ經營ガ出來
タクナルデハナイカト呼フ者アリ)サウニ云フヤウナ議員ハ早ク辭職シテ故山ニ歸レ(君ハ
早ク壇ヲ降ツテ自席ニ歸レト呼フ者アリ)試ニ我國ノ此生活必需品即チ食料品其他ノ
生活ニ直接ニ關係アルトコロノ物品、所謂此物價ハ外國ニ於テ如何ナル狀態ヲ現ハシテ
居ルカ、米國ニ於テハ粗製品ハ二割五分、精製品ハ一割七分、其他ノ諸品ハ一割九
分ト、斯ウ云フコトニナツテ居ル、之ヲ以テ米國ノ如キハ粗製品即チ原料品ガ高クシテ、
精製品並ニ食料品ハ一割九分ト云フ値段ニナツテ居ルト云フコトヲ知ラナクテハナラヌ、
即チ實ニ穩健ナル社會政策ノ然ラシムルトコロノ所謂必需品ノ低廉ナル所以デアアル、英
國ハドウデアアルカ、英國ノ倫敦相場ハ千九百年ヨリ千九百九年ノ十箇年ノ平均ハドウデ

アメリカ、食料品ハ僅ニ六九零ニナリテ居ル、而シテ千九百十年ノ十二月ニハ、七
三ニ進シテ來テ居ル、而シテ其差ハドレダケアルカ、僅ニ三分ノ違ハアリマセヌカ、
而シテ此原料品ハドウアルカ、同ノ年限ニ於テ七六零ト云フコトニナリテ居ル、ソレ
ガ即チ千九百十年ノ十二月ニハ二八二ト云フコトニナリテ居ル、而シテ其差ハ僅ニ九分チ
ナリカ、食料品ニ比シテ是等ノ原料品其他ガ高イコトハ三倍ノ騰貴ヲ示シテ居ルデハ
ナリカ、英國倫敦市場ハ即チ斯様ナルモノハ騰貴ヲシテ居ルケレドモ、三倍ノ騰貴ヲシ
テ居ルケレドモ、食料品ニ至リテハ必要品ニ至リテハ社會生存ノ唯一ノ基礎アル社會
ノ安全秩序ノ土臺アルガ故ニ、而シテ人民安心ガ得、満足ノ基礎アルガ故ニ、社會政
策ヲ行ヒ、有ラニル政策ヲ講ジテ以テ、此食料品必要品ヲシテ底廉ナラシメテ居ル
シテアル、然レニ諸君ノ政黨、政友會ノ政策ト無能、無見識ノ政府ト相俟ッテ、所謂人生
ノ生命ヲ繋グニ必要ナル食料品ハ暴騰ニ暴騰ヲ重テ、サウシテ諸君獨リ愉快ニ樂シ
テ居ル(笑聲起ル)無情ナル——無情ナル政治家ト云フハ其事アル、殘酷ナル政府ト云
フハ此事アル、涙ナキ、真心ナキ、義侠心ナキ、而モ同情心ニ缺ケテ居ル破廉耻ノ輩
ト云フハ左様ナル人ヲ指スノデアル(餘リ言ウタラ懲罰ヲ呼フ者アリ)懲罰スルナラシ
ロ、何時デモ懲罰ナドヲナシテ居ル、但シ諸君ガ其罪ヲ重ネルコトヲ悲ムノデアル(ア
ーメン)日ガナリカラ懲罰ナド恐レヌノデ(呼フ者アリ)左様ニ諸君、物價ハ、騰貴シテ居
ル、而シテ即チ社會生活ニ生活難ノ聲ノアルコトハ、是ニ於テ諸君ハ略々推知スルコ
トガ出來ル、之ヲ救助スルノ途、諸君ト共ニ是ナキヤ、是ハ黨派問題デハナイ、人道問
題、社會、同胞問題、國家問題デアル、願クハ之ヲ低減シテ以テ、我國ノ家庭、我國ノ
同胞、我國ノ下級ナル社會、殊ニ彼等ニ慰安ノ途ヲ與ヘンコトヲ欲スル政府ハ、是等
ニ對シテ何等ノ所見ヲ持ツテ居ルカ、相變ラズ從來ノ如ク無頓著、無情、殘忍、酷薄デ
アラントスルカ、是レ私ガ質問スル所以デアル、必ズ政府モ是ニ顧ルコトガ至ルデアラウ、
若シ陛下トニ忠實ナラントスルナラバ、此實ニ最大問題カラ片付ケテ往カケレバナラヌ、
其間ニ實ニ思ハシキ社會ノ破壊、危險、無政府、若クハ暴行、怨嗟、自殺、其他ノ諸
罪惡ハ皆孕ミツ、アルコトヲ知ラナケレバナラヌ、而シテ此孕ミツ、アルコトヲ力ハ所謂
惡事千里ノ勢ヲ以テ他日社會ノ表面ニ大ナル實ニ危險恐ルベキ夢ヲ以テ諸君ヲ蔽ハ
ントスルコトハ、私ハ鏡ニ懸ケテ見ル如ク諸君ハ見エナイノデアルカ(マダアルカ、マダ長イ
カ)ト呼フ者アリ)モウ少シ御聽キナサイ(モウ宜イデナイカ、ソレダケ聽イテヤッテ下
呼フ者アリ)イケナイイケナイ、君等、敬服スルマデ——諸君此手紙ガ見エヌノデアルカ、是ハ
即チ貧民ノ聲デアルカ、諸君、甚ダ御聽キニクイカモ知レヌケレドモ、此生活難ノ實狀ガ
如何程今日ハ潛ミツ、アルカ此手紙ヲ以テ諸君ガ推知セラル、ナラバ、私ハ幸甚感謝
スル、此文章ハ覺東ナク澤山ノ嘘字、誤字ヲ以テ書カレテ居ル

一昨年全國米作之義ハ平年以上ノ增收ナルニモ拘ラズ倍米價騰貴シ爲メ中等以
下ノ人民ハ困難言語ニ絶エ子弟ヲ學校ニ通學セシムルト出來サルモノ、多分ノアリ
何ントナレバ子弟ハ弁當持チタルニ其弁當ヲ與エルト出來ス宅ニテ茶ノ葉中ニ麥
粉又ハ豆腐カラ入レ糊ノ如クシテ食スルカ爲メニテ是スラ二度食スルモノ上ニ等ニ
テ二度位ニテ我邊ヲ爲ス等ノモノアリ殊ニ右高直ノ爲メニ一般不景況ニテ諸職人
勞働者ヲ使役スルモノナク小商人モ皆無ニテ鄉村ノ如キモ食用ヲ所持スルモノ百
戸二十戸ハ之レナク何レモ買入レ食スルモノ多キモ其資ナキシテ土炭ノ苦シミニテ
飢餓ニ瀕スル之常體ニテ實ニ名狀スヘカラサル次第ニ之アリ是等ハ奸商ノ所爲ナ

ルヤ抑徳川時代ニテ一朝米不作等ノ事アレバ領主自ラ粥ヲ食シ管内ニ布告シ
テ貧富ヲ問ハズ粥ヲ食セシメ且ツ酒法度ト稱シ酒造ヲ禁シ亦タ吏員ヲ郷在ニ派出
セシメ藏改メト稱シ富豪ノ米庫ヲ點檢シ貯米アレバ之ヲ賣脚セシメ以テ貧民ヲ救
助セラレタルモノニテ實ニ難有モノニ之レアリ然レニ目下何人モ同情スル人モ之レナ
ク誠ニ慨嘆ノ至ニ之レアリ去連何等手段モナク泣キ暮シ居人ノミ故ニ貴所ニ嘆願シ
テ貧民御救助ノ爲メ米價下落ノ道ヲ御構策被下候様願仕候間何卒御採納
被下候様伏テ奉嘆願候也

明治四十五年三月

貧民者一同

諸君、宛名ハ河野廣中、大石正巳、島田三郎、藏原惟郭、不幸ニシテ諸君ノ名ガナ
イ「國民黨御中」トアルハ遺憾ノ至リ、貧民モ既ニ諸君ガ斯様ナル嘆キ悲ムベキ事實ニ耳
ヲ傾ケザルト云フ事實ヲ知ツテ居ルゾ、自ラ慚死スルノ良心ハナキカ、而モ之ヲ笑ヒツ、ア
ルトハ何事ゾ、同胞兄弟ガ日ニ泣キツ、アル、是ニ於テカ戌申證書ノ趣意ハ何處ノ頭ノ
中ニ在ルカ、教育勅語ノ趣意ハ何處ニアルカ、左様ナルモノハ國家——實ニ天皇ニ對
スルトコロロ實ニ犯罪ト私ハ絶叫セザルヲ得ナイ(衆議院ガ、態度ヲ慎メ)質問デハナ
イ、何ノ質問デスカト呼フ者アリ)默シテ御聽キナサイ、質問デアル、然ラバ如何ニシテ
此困難ヲ救助スベキヤ、如何ニシテ此手段ヲ講ズベキヤ、是レ實ニ政府ガ大ニ注意スベ
キコト、議員ガ大ニ顧ルベキコロデアル(失敬極ル)「引摺下ロセ」ト呼フ者アリ)默
レ、諸君(默シテ居レバ宜イ氣ニシテ居ル)ト呼フ者アリ)而シテ諸君、之ニ搦テ、加ヘテ
今日ノ衣食住バカリデハナイ所謂家賃、地代等ノ暴騰是等ハ實ニ社會ノ危險思想ヲ
激成シツ、アルデハナイカ、諸君何ヲ以テ是等ニ對シテ此國民ハ社會制裁ヲ行ヒ、其公
平ヲ得セシメテ、一般國民ニ安堵ヲ致サシムベキデアルカ、今日即チ本郷區ニ於テハ所
謂阿部家ノ地代直上ケハ社會ノ大問題トナリテ居ルデハナイカ、六割或ハ六倍ノ地代
暴騰ハ是レ恐ルベキ問題デナカ、社會ハ此ノ如クニシテ、此勢ヲ以テ到處ニ傳染シ
ツ、アルモノデアル、將來必ズ全國ヲ舉ゲテ地主ハ地代ヲ上ゲ、家主ハ家賃ヲ上ゲ、而シテ
細民ハ食フ所ナク、住スル所ナク、止マル處ナキニ至ラン(何ノ問題デスカ)ト呼フ者アリ
リ)社會ノ保安ハ如何ニシントスル、諸君、之ニ對スル政府ノ方針、政府ノ政策、
政府ノ救済如何、而シテ更ニ進シテ、諸君、私ハ警察問題ニ付テ注意ヲ促シテ政府
ノ其精神ヲ聞カント欲スル、今日警察ハ人民ノ擁護者トナラヌ、人民ノ安全秩序ヲ守
ルモノトナラヌ、殆ド警察ハ信賴スルニ足ラヌ、強盜、逆賊若クハ殺人横行シテ、而モ一
人モ是ガ捕ハル、者ナキハ如何、而モ諸君、其犯罪ノ性質ガ日々ニ險惡ニ陷テ來テ
居ル、犯罪ノ性質ガ險惡、酷烈ヲ極メテ居ル、是等ハ實ニ社會政策上、國民ノ教育
上、國家ノ所謂此政治ノ治道ノ上ニ於テ、最モ注意ヲ促スベキ問題デハナイカ、我國
ノ罪惡ノ性質ガ變遷シテ、極ク猛惡酷烈ニナリツ、アル、人ノ生キタル皮ヲ剥ギ、人ノ
實ニ肉ヲ殺ギ(議長ヤヤ)ト呼フ者アリ)若クハ有ラユル今日ハ血ヲ流シツ、アル……

○議長(大岡育造君) 武藤君何デスカ
○武藤金吉君 藏原君ハ御病氣デアルヤウデスカラ、醫者ノ診斷ヲ(ヒヤ)「常議
ヲ離レテ居リマス、發狂シテ居リマス」
○藏原惟郭君 諸君、殊ニ犯罪ノ性質ガ斯様ナル以上ハ此點ニ於テ諸君ノ注意ヲ
買ヒ、諸君ノ矯正ヲ促スト云フコトハ當然デアル(質問ノ趣意デハナイ)ト呼フ者アリ)
宜シイ、諸君ノタメニハ拙者ハ氣違デモ何デモ宜イ、國家ノタメニナリサヘスレバ宜シイ

(「述ハル資格ハナイ」ト呼フ者アリ) 諸君、此政府ノ發スルコロノ公報ニ於テ此犯罪ノ名目ガ擧ゲテアル、此犯罪ノ名目ヲ擧ゲテ見レバ、強盜、橫領若クハ即チ殺人、殺傷若クハ此放火若クハ此斯様ナル問題ガ多クシテ、犯罪者ガ多クシテ其性質ガ愈々猛烈酷惡ニナリツ、アリト云フコトハ事實アル、是等ノ原因ハ如何、是等ヲ矯正シ、之ヲ實ニ改善スルノ方法手段ハ政府ニアリヤ否ヤ、是ガ私ノ問ハントスルコロアル、今暫クデアール——ソコデ諸君、政府ハ斯様ナ事實ニ顧ミテ大ニ社會政策ヲ行ウテ、而シテ此生活ノ安全ヲ與ヘ、衣食住ノ安固ヲ與ヘ、物價ノ所謂下ヲ努メ、而シテ此減稅ヲ斷行シ、關稅ヲ撤廢シテ、斷然自由貿易ノ政策ヲ實行スルノ覺悟ガアルカ、意思ガアルカ如何(ソシテコトガ出來ルモノカ)ト呼フ者アリ) 是レ私ノ問ハントスルコロアル、何トナレバ是等ハ即チ物價騰貴ノ最大原因ヲ爲シ居ル、而シテ政府ハ更ニ進シテ勞働紹介局ノ必要ガアル、之ヲ設ケル意思ガアルカ、勞働保險ノ法ハ如何ニスルカ、公設販賣組合ノ法ヲ設ケル意思ハナイノデアアルカ、若クハ勞働賃銀ノ向上ヲ圖ル必要ハナイノデアアルカ、若クハ公設長屋其他實ニ電燈、瓦斯、貧兒教育、其他總テ斯様ナルモノ及社會ノ共同娛樂ヲ増進スルコロノ社會政策、之ヲ研究シ、其法案ヲ具ヘ、而シテ之ヲ實際上ニ行フコロノ意思、決心若クハ其抱負ハナイノデアアルカ、アルナラバ此案ヲ速ニ具ヘテ以テ此議會ノ協賛ヲ求ムルコトニスル覺悟ガアルヤ否ヤ、是レ私ノ問ハントスルコロアル、諸君、更ニ私ハ茲ニ注意セザルヲ得ナイコトハ、政府ノ森林政策アル、此森林政策ハ、何等社會問題ト關係ガナキヤウデアアルケレドモ、左様デナイ、此人民ノ苦痛ト政府ノ森林政策ハ實ニ非常ニ關係ガアル、併シ其實ハ今日ハ述ベマスマイ、殊ニ此長多イコトナカラ此御料林ト時々地方人民トノ關係ニ至リ、甚ダ悲シムベキ、恐ルベキコトガ往々アルト云フコトヲ甚ダ私ハ憂フ、政府ハ此憂ヲ取除キ、而シテ此實ニ不便ヲ取除キ、而シテ此所謂御料林ガ人民ノ實ニ此利益ト人民ノ困難ト相俟ツテ以テ、其利益ヲ爲スヤウニ是等ヲ實ニ此宮内省ト我國民トノ間ニ立ツテ、十分ニ其誠意ヲ盡シテ以テ、所謂忠君愛國ノ念ヲ顯ハスノ決心ハナイカ、是等ガ私ノ政府ニ問ハントスルコロアル、更ニ私ハ最後ニ於テ政府ハ戊申詔書ノ御趣意ヲ奉體シテ、之ヲ人民ニ勸メツ、アルカ、尙一層適當ナル方法ヲ執ツテ以テ、茲ニ此戊申詔書ノ精神ヲ徹底セシメ、上下國民ヲシテ御趣意ニ遵ツテ以テ、忠良ノ國民、富強ノ人民トシテ、實ニ國家ノためニ有益ナラシムルコロノ方針若クハ方法手段ヲ執リツ、アルカ、是レ私ガ問ハント欲スルコロアル、今日ノ虛榮、今日ノ奢侈、今日ノ上ノ此下ヲ見ルニ其傲慢ナル態度、殊ニ政府ガ人民ニ接スルコロノ態度、是等ハ大ニ戊申詔書ノ趣意ニ遵ツテ改メテ、人民ヲ尊重シ、人民ノ權利ヲ尊重シ、人民ノ利益ヲ尊重シ、人民ノ安寧幸福ノためニ一層努力シテ以テ、聖旨ニ奉ズルノ覺悟アリヤ否ヤ、若モ此覺悟ガアルナラバ、其手段、其實行ノ成績、其實ニ計畫ノ範圍是等ヲ詳細ニ報告シテ以テ、吾ニ満足ヲ與ヘンコトヲ私ハ請求スル(拍手起ル)

○武藤金吉君 議長

○議長(大岡育造君) 武藤君、何デスカ

○武藤金吉君 唯今藏原君ノ御演說中、藏原君ノ態度ハ殆ド神聖ナル議場ニ在ルコトヲ忘レテ、サウシテ傍若無人ニモ、傲慢ナル態度ヲ以テ議員ノ七八分ハ花柳病ニ罹リテ居ルト云フコトヲ斷言セラレ、又滿場ハ腐敗シテ居ルト云フコトヲ申サレタデアリマス、此言葉ハ當議場ニ於テ聽拾テニナラヌ言葉デアリマスカラ、議長ヨリ藏原君ニ向ツテ取擲御命令ニナランコトヲ希望致シマス

○藏原惟郭君 若シ左様ナコトガアルナラバ、拙者ハ喜ンデ是ハ取消シマス

○ト部喜太郎君 議長——議長

○議長(大岡育造君) ト部喜太郎君

○ト部喜太郎君 藏原君ノ御演說ニ對シテ、武藤君ガ藏原君ハ病氣ニ罹ラレテ居ルト云フコトヲ仰セラレタ(ヒヤ／＼)武藤君ハ此神聖ナル議場ニ於テ發言中ノ者ニ對シテ、其人ガ病氣ニ罹ラレテ居ルト云フデアアルナラバ、能ク／＼アナタノ診斷ノ上ニ於テ、病氣ニ罹ラレタト云フ理由ガナケレバナラヌデアアル、藏原君ノ發言ニ對シテ、アナタガ彼此仰シタルナラバ、藏原君ガ病氣ニ罹ラレタト云フノハ、ドウ云フ病氣デアッデ、如何ナル理由ニ依ツテ、アナタガ診斷斷ニナッタデアリマスルカ、其理由ガ明白ニナリマセスト、此言論壇上ニ於ケルコロノ自由ノ言論ニ對シテ、アナタガ徒ニ病ニ罹ラレテ居ルト云フノハ、ドラガ病ニ罹ラレテ居ルノデアアルカ、是ハ甚ダ問題デアアル、懲罰問題ト云フモノハ寧ロ藏原君ノ頭上ニ落トセシテ、武藤君ノ頭ニ今ヤ落トシツ、アル(藏原惟郭君「議長議長」ト呼フ)御互ニ言論ノ上ニ於テハ無益ノ言ヲ弄セズシテ、謹聽シテ聽クベキハ聽キ、誠ニベキハ誠ニルノガ至當デアリマス、併ナガラ自分ハ今日此議席ニ列シテカヲ聽拾テニナラヌ言葉ト云フモノハ、政友會ノ武藤君ガ、藏原君ハ病ニ罹ラレテ、アノ人ノ言フコトハ病的發言デアルト云フニ至リテハ、吾ハ一言モ省思スルコトガ出來ヌデアリマス、熱誠ノ餘リ言動モスレバ軌道ヲ逸スルト云フヤウナ事柄ハ寧ロ此議會ニ於テハ歡迎スベキ事柄デアアル、之ヲ病トシタナラバ、恐クハ如何デアリマセウカ、此上ヲ申スト武藤君ヲヤハリ眞似ルコトニナルデアリマス、此邊ノ調ヲ取ルコトヲ敢テセズシテ、多數ヲ待シテ敢テ此他黨ノ者ヲ病ニ附セントスルト云フコトハ、甚ダ以テ採ラザルトコロデアリマスカラ、此點ニ付テドウ云フ病ニ罹ラレテ居ルノデアリマス、此病源ヲ診察シテ、而シテ後ニ此大ナル問題ヲ解決スルト云フコトガ、最も必要ナルコトデアラウト思フデアリマス、吾ハ徒ニ他人ノ言論ヲ妨害スルモノデアリマセズ代リニ、又言論ト云フモノハ最も慎重ニシナケレバナラヌト云フコトヲ常ニ心懸ケテ居ルデアリマスガ、輕卒ニ發言ヲシ、輕卒ニ言葉ヲ看過スルト云フ事柄ハ、此神聖ナル議場ニ於テ許スコトガ出來ナイノデアリマス、何ガ病デアリマス、ソレヲドウモ明瞭ニ仰シヤツテ下サイ、ソレヲ承ツテ此事ヲ解決シタイト思フノデス

(「默レ」默ツテ聽ケ「ト呼フ者アリ、議場騒然」)

○議長(大岡育造君) 御靜ニ願ヒマス

(「惡口罵詈訕ハ何デ」馬鹿野郎「何デ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 猥リニ席ヲ離レテハイケマセヌ、御著席ナサイ

○武藤金吉君 議長

○議長(大岡育造君) 武藤君、何デスカ

○武藤金吉君 唯今ト部君ノ御問ガアリマシタカラ御答致シマス、藏原君ガ病ニ罹ラレタト云フデアリナイ、若モ病氣ニ罹ラレタデアアルナラバ、醫者ニ診察サセテカラ演說ヲ繼續サセテ貰ヒタイト云フコトヲ議長ノ發言ヲ得テ言ツタニ何等差支ハナイノデアアル、又藏原君ノ態度ハ病氣デモナケレバ、此演壇ニ於テ此ノ如キ動作ヲ取り、發言ヲスル等ハナイノデアアル、若シ病氣デナイナラバ、此言ヲ取消スト云フノハ當然ノ處置デアアル、是デ澤山デアアル

○藏原惟郭君 私ハ折角ト部君ノ發言ガアリマシタカラ、議會ノ神聖ヲ保ツタメニハ適當ト思ヒマス、併ナガラ群馬ノ議員ニハ私ハ寛大ヲ以テ此事ヲ不問ニ付シタイノデアアルカ

ラ、議長閣下、宜シク御諒察ヲ——許シテヤル

○議長(大岡育造君) 日程第一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス——委員長宮古啓三郎君——委員長が不在ナラバ、理事藤代市之輔君

(居リマセヌト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 日程第二ニ移リマス、日程第二、關稅定率法中改正法律案——委員長清盛金太郎君

第二 出 關稅定率法中改正法律案(政府提 第一讀會ノ續(委員長報告))

(清盛金太郎君登壇)

○清盛金太郎君 御報告致シマス、此政府提出關稅定率法中改正案ハ改正スベキ要點ガ二ツアルノデアリマス、其中ノ一ツハ關稅定率法中第七條第二十三號中ノ「種羊及種禽」トアルヲ「種羊種禽獸疫免疫血清及獸疫豫防接種液ニ改ム」斯ウ云フノガ一ツデアリマス、他ノ一ツハ「別表輸入稅率中第二百九十九號第三項ノ次ニ一項ヲ加フ」即チ四項ヲ加ヘマシテ、以下逐次繰下ケルノデアリマス、此中第七條ノ改正ノ方ハ畜産ノ改良發達ヲ圖ルガためニ獸疫豫防接種液ノ免稅ヲ致シ、輸入稅ヲ免除スルト云フコトデアリマス、是ハ獸疫ノ豫防上ニモ必要ナ事柄デアリマス、又種畜ノ衛生ノ效果ヲ全カラシムル上ニモ必要ナコトデアリマス、極メテ簡單明白デアリマスカラ、深ハク説明申シマセヌ、次ノ別表輸入稅表中ノ改正ハ亞麻布及亞麻綿交織布、此二ツノモノ、免稅ノ事柄デアリマス、此亞麻布ト申スノハ「リネン」コトデアッテ、亞麻綿交織布ノ方ハ「ユニオン」コトヲ指スノデアリマス、是ニ付キマシテハ餘程重大ナ問題デアリマシテ、我貿易ノ上ニ大切ナ事柄デアリマス、故ニ委員ハ慎重ニ審査ヲ致シマシテ、依リ秘密會ニ致シマシテ、此案提出ニ至リタル原因ニ付キマシテハ、委員會ヲ政府ノ要求ニ依リ秘密會ニ致シマシテ、此案提出ニ至リタル總テハ茲ニ御報告スル自由ヲ得マセヌガ、要スルニ別表ノ改正案ノ理由ト致シマシテハ、此等ノ加工品ガ輸出サレトコロノ主ナル國ニ於テ關稅ノ適用ヲ改ムルニ至ッタデアリ、其結果トシテ我邦ノ加工品ガ不利ナル位置ニ陷ラントスル狀況ガアリマス故ニ、此案ヲ提出シマシテ、譯アルノデアリマス、委員會ハ此等ニ對スル詳細ナル調査ヲ致シマシテ結果、相當ナル處置ト認メマシテ、大體ニ於テ原案ヲ認メ、而シテ此細末ノコトニ至リマシテハ尙調査ノ結果、茲ニ修正ヲ加ヘタデアリマス、即チ諸君ノ御手許ニ配付致シマシタヤウニ第四ノ中ニ「四十キログラム」トアルノ「七キログラム」ヲ「超エサルモノ」ト修正ヲ致シマシタ、ソレカラ次ノ甲ノ部ニ於キマシテ「二十五ヲ超エサルモノ」トアルノ「三十二」ト改メマシタ、又乙ノ部ニ於テ「二十四」トアルノ「二十一」ト改メタデアリマス、ナカク、此事柄ハチヨット言葉ヲ申シテ分リニクイカモ知レマセヌガ、亞麻布及亞麻綿交織布ナルモノハ殆ド其總テカ外國ヨリ日本ニ輸入サレルモノデアリマシテ、此品物ハ一旦輸入サレタモノヲ加工致シマシテ、再ビ殆ド全部ヲ外國ニ輸出致スモノデアリマス、而シテ其金高ハ凡ソ輸入ニ於テ百五十萬圓ノ原料デアリマス、輸出スル場合ニハ金額ガ三百萬圓ニナッテ輸出サレルノデアリマス、即チ其間百五十萬圓ノ差ト云フモノハ、多クハ神奈川縣及東京附近ノ各縣、靜岡縣若クハ新潟縣等ニ於テ、誠ニ纖弱ナル女工ノ手ヨリ產出サレル金額デアリマシテ、極メテ大切ナル工業デアリマス、此工業ノ發達ヲ圖ルニハドウシテモ輸入原料ノ免稅ヲシタルト云フコ

トノ必要ヲ感シタメニ此改正案ヲ提出シマシマス、故ニ委員會ニ於キマシテハ前段申上ケタルガ如キ修正ヲ加ヘテ、之ヲ可決致シタ譯デアリマス、即チ此修正ハ此中幾分カ内地ニ於テ類似ノ品物ガ出來ルノデアリマス故ニ、此品物ヲ成ベク保護スルト云フ上ニ於テ、免稅品ノ範圍ヲ成ベク縮メルト云フコトカラ此修正ヲ致シタデアリマス、尙一言附加ヘテ置キマスコトハ、此亞麻布及亞麻綿交織布ト關聯致シマシテ「ブレード」タルモノガ「ツアル」デアリマス、此品物ハ今日日本ニ於テ工業ニ使フ總高ガ凡ソ百二十萬「グロス」バカリノ品物デアリマス、其中三分ノ二ハ輸入致シテ居リ、三分ノ一ハ日本ニ於テ產出シテ居リマス、委員會ニ於テハ此「ブレード」モ共ニ免稅スルニテラサレバ、此拔絲工業ト云フモノ、發達ヲ期スルコトガ出來ヌト云フ議論ガアリマシタ、種々研究致シマシタ「ブレード」ハ日本ニ於テ尙發達ノ餘地ガアル、今日ニ於テ百二十萬「グロス」中八十八萬「グロス」位マデハ日本デ持ヘ得ル機械ヲ持ッテ居ル故ニ、尙此工業ノ發達ヲ見ルマデ今日ノ儘ニ致シテ置クコトニナッタデアリマス、而シテ政府ハ此「ブレード」ヲ現在免稅取扱ト云フコトニ付テハ尙今後モ繼續致ス、即チ「ブレード」ニ付テ擔保提供ノ手續ハ今後ニ於テモ維持スルコト云フコトヲ明言致シマシテ、此「ブレード」コトニ付キマシテハ亞麻布又亞麻綿交織布ト同様ナル扱ヲシナイト云フコトニ委員會ハ決定ヲ致シタデアリマス、右様ノ修正デ委員會ハ政府モ同意ヲ致シマシマス、全會一致ヲ以テ可決致シタデアリマス、此段御報告致シマス

○恆松隆慶君 唯今委員長ノ報告デアリマシタガ、政府モ同意シ委員會モ全會一致ヲ協贊シタト云フコトデアリマスカラ、ドウカ此場合讀會ヲ省略シテ確定セラレントラ望ミマス

(「贊成ヤヤ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

關稅定率法中改正法律案 確定議

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略シテ委員長報告通可決確定シタルコトヲ宣告致シマス——日程第三、砂糖消費稅法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長木村良君

第三 砂糖消費稅法中改正法律案(中川 第一讀會ノ續(委員長報告))

○山岡國吉君 此法案ノ提出者ハ——私ハ提出者ノ一人デアリマス、而シテ此特別委員ノ一人デモアリマスルノデアリマスカラ、此案ハ撤回ヲ致シマスニ付テ、撤回ノ理由ヲ一言致シタウゴザイマス、御許ヲ願ヒタイ

○議長(大岡育造君) 宜シウゴザイマス

○山岡國吉君 此現行砂糖消費稅法ガ臺灣ニ比ベテ内地糖ガ頗ル重稅ニナッテ居ルト云フコトハ多言ヲ要セズシテ、此利害ノ反對ニナッテ居リマスルところ、臺灣ノ製糖會社ニ御關係ノ諸君ガ異議ガアリマセヌノミナラズ、却ッテ同情ヲ寄セラレテ居ル事柄ト、ソレカラ臺灣ノ政府委員ガ——總督府ノ政府委員ガ之ニ反對ヲ致シマセズシテ、寧ろ之ニ同情ヲ寄セラレタルト云フ一事ニ依リマシテ分ッテ居リマスルノミナラズ、市場ニ於キマスル價格ガ彼我頗ル大差ガ起ッテ居リマスル點ニ對シマシタモ、此内地糖ニ對シマスル稅ノ重稅デアルト云フコトハ明瞭致シマスルと思フデアリマス、而シテ内地糖ハ諸君モ

御承知アリマセウカ、三百年來ノ歴史ヲ持テ居リマスルコロノ偏地ノ細民ノ仕事デア
ルノアリマス、此代價が即チ國稅トナリ、或ハ縣稅トナッテ、辛ウシテ納メテ居リマス
トコロノアリマス、コレニ重イ稅ヲ課シテ政府ガ此儘ニシテ置クト云フコトニ
ナリマシタラバ、此偏地ノ細民ノ作リマスルコロノ砂糖ト云フモノハ、自然内地糖ハ
全滅シナケレバナラヌト云フ結果ヲ生マサルト思フノアリマス、假ニ全滅致サナイマデ
モ、漸クニ致シマシテ他ニ仕事ノ細民ガ仕事ヲ致スノアリマスルカラ、辛クシテ課稅
ヲ納メマスルコトが出来マスル位デアリマスルカラ、此稅ヲ此儘存在シテ置クト云フコトニナ
リマスレバ、之ニ關係シテ居リマスルコロノ細民ハ凡ソ六十萬前後ノ人ト云フモノハ、後
日政府ハ之ヲ救助セバナラヌト云フ問題ヲ惹起サウカト云フ考ヲ起スノアリマス、ソ
コ委員會ハ四回程委員會ヲ開キマシテ、サウシテ調査ノ上ニ調査ヲ重ネ、政府ノ意見
モ聽キマシテ、全會一致ヲ以テ可決シタノアリマス、所ガ此可決ヲ致シマシタ案デア
リマスガ、政府ノ之ニ對スル意圖ハドウデアアルカト云フ誠意ヲ以テ之ヲ調査スル
云フ言明デアアルノアリマス、此處ニ其政府ノ意圖ヲ述ベマスレバ、政府ニ於テハ此問題
ハ重要ナル問題ト信ズルノアリマス、其理由ハ第一ハ財政ノ問題ガ纏綿シテ居ルノデ
アリマス、第二ハ稅制統一ト云フ總テノ見地カラ大ニ研究シナケレバナラヌ問題デア
ラウト思フ、又一ハ稅ノ權衡ヲ保ツト云フ輕重ト云フ點カラモ考ヘナケレバナラヌ問題デア
ラウ、輕卒ニ決スベキ問題デアハナイト思フノデ、稅制全般ニ亘ッテ調査ヲシマシテ出來得
ルナラバ其結果ヲ來年ノ豫算ヲ組ムトキマデニ見タイ、而シテ諸君ノ希望モ充タシタイト云
フ考デ、日夜研究調査ヲ致シテ居ルノデアリマスルコト云フ、斯ウ云フノデアリマス、ソコ
斯ウ云フ政府ノ御意圖デアリマスルカラ調査ハ要ナイトマデ申シマスルコトハ、餘リ無理
ニ當リマスルカラシテ、政府ノ言明ヲ諒ト致シマシテ、假スニ調査ノ日ヲ以テスルト云
フコトニ致シマシタ、即チ日夜研究調査ヲ致シマシタ其結果ヲ見マスル間、免モ角本法律
案ハ撤回ヲ致スト云フコトニ致シタノデアリマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 撤回ニ御異議アリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ撤回ハ許可サレマシタ——日程第四、朝鮮
總督府新聞紙規則改正ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者關和知君

第四 朝鮮總督府新聞紙規則改正ニ關スル建議案(關和知君
外一名提出)

朝鮮總督府新聞紙規則改正ニ關スル建議案

朝鮮總督府新聞紙規則改正ニ關スル建議案

右建議ス

(關和知君登壇)

○關和知君 諸君、本建議案ノ趣旨ハ其大要ヲ理由書ニ於テ盡シテアリマスル通り朝
鮮ニ於テ新聞ヲ發行致シマスル總督府ノ新聞紙規則ナルモノガ發行ニ付テハ總督府ノ
認可ヲ得ベシト云フ認可ノ方式ヲ採リ、内地ニ於ケル新聞紙ノ發行ニ付テ居出ニ依
ルコト云フコト其方式ヲ異ニシテ居リマスルガタメニ、其認可權ノ濫用致シマシテ、往々
朝鮮ニ於キマスル言論、出版、思想ノ自由ヲ迫害スル虞ガアリマスルカラ、之ヲ廢止シ
テ云フニ外ナラヌデアリマスル、即チ此案ノ目的ハ新領土朝鮮ニ於キマスル言論、出
版ノ自由ヲ保障ヲ致スト同時ニ人文ノ進歩發達ヲ計ルト云フニ外ナラヌデアリマスル、

官報號外

明治四十五年三月二十一日

衆議院議事速記第二十三號

從テ一面ヨリ論ジマスルト云フト、總督府ノ今日見ルトコロノ所謂武斷專制政治ニ對
スル一種彈劾ノ意味ヲモ含シテ居ルモノデアリマスル、朝鮮ノ總督府ガ何事ヲ爲シテ居
ルカ、又朝鮮ノ施設ガ如何ナル實況ニアルカト云フコトニ付キマシタハ、總督府ハ年々立
派ナル報告ヲ發表致シマシテ、其治績此ノ如シ、其進步此ノ如シ、如何ニモ丁寧ニ我々
ノ前ニ報告ヲ致サレテ居リマスル、此報告ヲ受取リマスル我々之ニ對シテ深ク總督府ノ
上ハ有名ナル寺內總督以下當局ノ官憲ガ如何ニモ新領土ノ統治ニ付テ盡瘁ナサレテ
居リマスル其功勞ニ對シテハ、大ナル信用ト深キ敬意トヲ拂ウテ居ルモノデアリマス、併
ガラ唯獨リ其怪ラシクハ總督府ガ新聞紙ニ對スル政策ト致シマシテ、甚ダ意ヲ得ヌコト
ガアリマスル、或ハ評スル者ハ總督府ノ新聞紙ニ對スル政策ハ苟モ總督府ノ御用ヲ開
キ、命令ニ從ヒ、或其補助ヲ受クルトコロノ新聞紙ニアラザル限リハ殆ド悉ク之ヲ撲滅
スノ方針ヲ執リテ居ルノデアリカトマデ傳ヘテ居ルノデアリマス、其批評ノ由テ來ル所ヲ討
ネテ見マスルト云フト、民間ニ於テ發行致シマスル新聞紙ニ對シテ、總督府ハ往々此
買潰シト云フ手段ヲ執ル、是ハ是年ノ議會ニ於テ確カ村松君ヨリ質問ノアッタコトニ記
憶シテ居リマスルガ、若シ其買潰シニ應ゼザル新聞ガアリマスレバ、新聞ニ向ッテハ有
追害ヲ加ヘ、殆ド營業上自滅ニ陥ラシムルト云フ傾ヲ示シテ居ルノデアリマス、今試ミ
其一ノ重ナル事實ヲ語リマセウナラバ、第一ハ京城ニ於テ最近マデ發行致シテ居
マシタ京城新報ナルモノガアリマス、是ハ民間經營ノ新聞ト致シマシタ、常ニ總督府ノ施
政ニ對シテハ批評ノ側、反對ノ位置ニ立ッテ居タ新聞デアアルガ、此新聞ニ對シテ是マデ
屢々發行停止ナル厄ヲ與ヘテ居リマシタガ、ツイ去月ノ末ニ至リマシタハ此新聞ナル殆
フニ足ラザル記事ヲ理由ト致シマシテ、突然其發行ヲ禁止致シタノデアリマス、發行ヲ
禁止スルト云フコトニ付テハ、無論新聞紙規則ノ確カ第十條ト記憶シマスルガ、或ハ治
安ヲ妨害スルトカ、風俗ヲ壞亂スルトカ云フコトノ記事デアッタト認メラレマスルガ、其記
事ガアッタスルナラバ、禁止ニ先チテ其新聞紙ノ發賣額布ヲ禁ズルト云フコトガ、内地
ニ於テモ、朝鮮ニ於テモ法ノ命ズルトコロデアリマスルガ、此手段ハ執ラナイ、其發行シ
ル新聞ノ發賣ノ差押モセズ、禁止モシナイデ置イテ、直ニ其發行ヲ禁止シタノデア
ル、是ガ所謂此認可ヲ取消スト云フ認可權ノ一ノ濫用ト私ハ思ヒマスル、又水浦ニ於テ發
行シテ居リマシタ全南新聞ト云フ新聞、是モ昨年ノコトデアリマスガ、是ハ同地方ニ
於キマシテ、或ル御用新聞ト競争中ニ總督府ヨリ手ヲ回シ、秘密ノ間ニ其發行名義人
カラシテ廢刊ノ目出ヲ出サシメタノデアアル、スルト其事實ハ事實上ノ社主カラシテ驚イ
其廢刊ノ目出ヲ願出テマシタトコロガ、是ハ既ニ書面ヲ受取テ受付濟ノコトデア
カラシテ最早如何トモ致方ガナイト云フ口實ノ下ニ斷乎トシテ其願出ヲ斥ケラレタノデ
アル、斯様ニシテ一種ノ毒殺ノ手段ニ依ッテ此全南新聞ナルモノガ發行ヲ禁止セラレ
テシマッタノデアアル、又群山ニ於テ發行致シテ居リマシタ群山日報ナル此新聞モ元ト民
間ノ株式組織ニ依ッテ經營サレテ居タ新聞デアリマスルガ、何時ノ間ニカ其新聞ハ總
督府ノ官憲ノ手ニ移ッタモノト見エマシテ、今日ニ於テハ群山ニ於ケル府尹元ノ理事官
ナルモノ、及同地ニ於ケル警察署長ガ其新聞社ノ理事ト致シテ純然タル官僚的御用新
聞ト變化シテシマッタト云フコトデアリマス、凡ソ斯様ナル事實ニ依リマシテ朝鮮ニ於
テハ殆ド民意ヲ代表スルトコロノ機關、輿論ヲ鼓吹スルトコロノ先驅トモ云フベキ、若クハ總督
政治ヲ民間ニ於テ監督スルトコロノ利益ト云フベキ新聞紙ガ政府ノ否ナ、總督府ノ御用
ヲ奉セザル限リハ、殆ド其存在ヲ許サナイト云フヤウナ事實ニ陷ッテ居ルノデアリマス、
從ッテ朝鮮ノ統治ニ付テ其事實ヲ傳ヘラル、トコロハ翰林八道山河草木舉ゲテ總
督政治ヲ謳歌シ、寺內將軍ノ功績ヲ稱讚スルトコロノ聲ヲ聞クノミデアリマス、

朝鮮總督府新聞紙規則改正ニ關スル建議案

然ラハ總督政治ハ一面ニ於テハ此ノ如ク赫々タル功績アル又灼クトコロノ治績ヲ謳歌セラレテ居リマス、其一面ニ於テ實際如何デアリマスカト云フト、諸君ノ御承知ノ如クニ或ハ總督府内ニ於ケル文武官僚ノ軋轢ノ甚キ、殊ニ武官ノ專制ノ甚キコト、或ハ朝鮮銀行ノ經營、或ハ拓殖會社ノ事業振リノ有様、又或ハ憲兵警察ノ新附ノ人民ニ對スルトコロノ態度、是等ニ付テハ實ニ其失態或ハ其失政ノ事實、之ヲ茲ニ繰返シテ舉ゲルノ必要ハナイレ、諸君ノ認メ、天下ノ知悉スルトコロデアリマス、併ナガラ是等ノ事實ヲ民間ノ大切ナル新聞ニ於テ、或ハ批評スル、或ハ紹介スル、或ハ論議スルト云フコトヲ絕對ニ禁止シテシマフト云フトガ、是ガ果シテ新領土ノ人民ヲ綏撫スルトコロノ喜ブベキガ政府デアリマセウカ、如何デアリマスカ、私共ハ斷斷シテ之ヲ容スコトハ出來ナイデアリマス、從來殖民地政治ノ失敗ト云フモノ、原因ガ何所ニアルカト云フト、多クハ其殖民地ガ本國ヲ離ル、コトノ遠ク、或ハ事情ノ本國ニ通ズルコトノ疎カナルガためニ一種ノ此黑幕ノ中ニ殖民地ノ實狀ナルモノガ、蔽ハレテ居ル、此蔽ハレテ居ル裏面ニ於テハ勢ヒ殖民地ニ於ケル官憲ヲシテ、專恣橫暴ノ弊ニ陷ラシムルト云フ是ガ總テ今日マデノ世界ノ殖民地政策ノ歴史ニ於テ證據立テラレテ居ルトコロノデアリマス、朝鮮ノ統治ガ我ノ手中ニ歸シテカラ茲ニ幾年デアリマスルカ、朝鮮ニアルトコロノ同胞ハ今日二十萬ト數ヘラレテ居リマス、然ルニ依然トシテ此新領土ガ長閑軍人ノ獨占ニ歸シテ、而シテ其武斷主義其「サーベル」主義ニ依リテ長ク之ヲ統治セラル、ト云フトハ、苟モ文明國ノ名譽、立憲政治ヲ施行シテ居マスル大國ト致シマシテハ、縱令新領土ト雖モ今日ハ決シテ容スベカラザルトコロノデアルト私ハ思フデアリマス、聞クトコロニ依リマスル總督閣下ハ總督府ノ吏員ノ禮式ナルモノヲ定メマシテ、總督府吏員ノ禮式ハ軍人ノ禮式ヲ準用スベシ、其吏員ノ總督ニ對シ、若クハ長官ニ對スルトキハ、所謂直立舉手ノ禮式、外形上ノ此虛禮ヲ施シテ、之ヲ實行シテ得意ニ居ラシヤルト云フトニ聞キマスルガ、堂々タル寺内總督ト致シマシテ、東洋ノ「ロード、クローマ」ヲ以テ任ズルトコロノ寺内伯閣下ト致シマシテハ、其吏員ニ對シテ軍人ノ禮式ヲ準用スルト云フヨリモ、寧ロ大切ナル人權ニ關スル文化ノ進歩ニ大關係ヲ持テ居リマス此新聞紙規則ニ就テ須ク内地ニ於ケルトコロノ新聞紙法ヲ準用致シタナラバ、如何デアラウカト私ハ思フデアリマス（拍手起ル）此ノ如クスルコトハ或ハ事情ヲ異ニスルガ故ニ、弊ノ伴フモノアルヲ恐ル、者モ或ハアルカモ知リマセウカ、其伴フテ生ズルトコロノ弊ヨリモ、言論ノ機關ヲ全ク壓迫シテ、思想ノ自由ヲ束縛スル總督政治ノ弊ハ、更ニ幾十倍大ナルモノト私ハ信ジマスルガ故ニ、昨日内地ニ於ケル新聞紙法ノ改正ヲ滿場一致ヲ以テ贊成セラレタルトコロノ同一ノ此議場ハ、新領土ニ於ケル新聞紙ニ就テモ其規則ノ改正ヲ致シテ、言論ノ自由ヲ尊重シ、新領土ノ文化ヲ開發サル、ト云フトニハ十分ナル御同情ノアルコト、信ジマス（拍手起ル）

○恆松隆慶君 本案ハ委員付託ト致シマシテ、議長指名アランコトヲ望ミマス
○議長（大岡育造君） 委員ノ數ハ
○恆松隆慶君 九名デアリマス
○議長（大岡育造君） 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ御異議ハアリマセヌカ
○議長（大岡育造君） 御異議ガナケレバ恆松君ノ動議ノ如ク決シマス、日程第五、輕便鐵道速成ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者矢島中君

○議長（大岡育造君） 御異議ガナケレバ恆松君ノ動議ノ如ク決シマス、日程第五、輕便鐵道速成ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者矢島中君

○議長（大岡育造君） 御異議ガナケレバ恆松君ノ動議ノ如ク決シマス、日程第五、輕便鐵道速成ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者矢島中君

第五 輕便鐵道速成ニ關スル建議案（矢島中君外一名提出）

輕便鐵道速成ニ關スル建議案
一東北本線枳木縣下宇都宮驛ヨリ分岐シ眞岡町ニ至ル輕便鐵道
本鐵道ハ地方産業ノ發達ニ資シ交通上ニ至大ナル便益ヲ與フルモノナルニ依リ政府ハ速ニ其ノ調査計畫ヲ遂ゲ建設ニ著手セラレムコトヲ望ム
右建議ス

（矢島中君登壇）

○矢島中君 諸君、本員ガ此案ヲ提出致シマシタニ付キマシテハ別ニ其理由ノ説明ハ必要ガナイト考ヘマスガ、併ナガラ御旅行中ノ御方モアツタリシテ、サウシテ今日議院ニ直ニ御出ニナッタ御方モアルカモ知レズ、サウシマスレバ此案ヲ御熟知ノナイ御方モアルカモ知レズト考ヘマスガ、私ハ此理由ヲ書ヲチヨット讀ンデ見ヤウト考ヘマス、ドウカ左様御承知ヲ願ヒマス、此建議案ノ理由ハ、既成官設輕便鐵道線即チ茨城縣下下館驛ヨリ枳木縣下芳賀郡眞岡驛ニ到ル線デアリマス、ツレバ同郡益子町七井村市羽村祖母井村水橋村清原村及河内郡平石村ニ延長シタイト思フデアリマス、サウシテツレバ都宮驛ニ達スルノ豐富ニシテ、一箇年旅客ニ於テ二百三十八萬八千九百餘人、貨物ニ於テハ米、雜穀、陶器、石材、薪炭、木材、肥料等ニ於テ四百四十二萬三千九百餘ト算スルデアリマス、サウシテハ既成館眞線ノ效果ヲ有效確實ナラシメルモノニシテ、又實ニ東北本線ニ對スル絶好ナル營業線ナリト考ヘマス、尙一言致シテ置キマス、此線ハ下館カラ眞岡マデハ既ニ竣工ヲ致シテ居リマス、此四月一日アタリカラ營業ガ出來ルトニナツテ居リマスガ、政府ニ於テハ尙進シテ七井村ト云フ所マデ其延長ヲスルト云フ考デアルヤウニ思ヒマス、サウシマスル此間ハ十八哩ハナイノデス、其半バデゴザイマス、ツレカラ一ツ心配ナコトガアリマス、金ガ要ルト云フトガ一ツ心配デアリマス、丁度今芳賀郡ノ清原村カラ河内郡ノ平石村ニ鐵橋ヲ架ケルトニナツテ居リマスガ、是ハ既ニ縣會ノ決議ヲ經マシテ著手セラレテ居ル、之ニ向ツテハ政府モ亦相當ノ保護ガシテアリマス、此橋ヲ堅牢ニ致シハ一言申上ケテ置キマス、右申述ベル次第デゴザイマスガ、希クハ即決可決セラレンコトヲ希望致シマス
○恆松隆慶君 此案ハ矢島君カラ提出ノ理由ヲ詳細辯シラレ誠ニ必要ナルコトヲ感ジマシタ、ドウカ即決可決セラレンコトヲ望ミマス
○議長（大岡育造君） 輕便鐵道速成ニ關スル建議案ハ即決可決スルニ御異議ガアリマセヌカ
○議長（大岡育造君） 輕便鐵道速成ニ關スル建議案ハ即決可決スルニ御異議ガアリマセヌカ

○議長（大岡育造君） 輕便鐵道速成ニ關スル建議案ハ即決可決スルニ御異議ガアリマセヌカ
○議長（大岡育造君） 輕便鐵道速成ニ關スル建議案ハ即決可決スルニ御異議ガアリマセヌカ

○議長（大岡育造君） 輕便鐵道速成ニ關スル建議案ハ即決可決スルニ御異議ガアリマセヌカ
○議長（大岡育造君） 輕便鐵道速成ニ關スル建議案ハ即決可決スルニ御異議ガアリマセヌカ

○議長（大岡育造君） 輕便鐵道速成ニ關スル建議案ハ即決可決スルニ御異議ガアリマセヌカ
○議長（大岡育造君） 輕便鐵道速成ニ關スル建議案ハ即決可決スルニ御異議ガアリマセヌカ

○恆松隆慶君 本建議案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長 (大岡有造君) 恆松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
○議長 (大岡有造君) (異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)
○議長 (大岡有造君) 御異議ガナケレバ本建議案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ
—— 日程第七、煉乳業獎勵ニ關スル建議案、提出者三浦覺一君

煉乳原料砂糖戻脱法及外國製品ニ對スル關稅ノ増率ニ據リテ内國煉乳業ヲ保護シツアルモ投資ノ多寡設備ノ大小及品質ニ於テ未タ外國ノ夫ニ對抗スル能ハサルノミナラス其ノ生産費ノ比較ニ在リテモ甚シキ徑庭アリ而シテ本業ノ普及ヲ謀ルニアラスムハ終ニ本邦畜産業ノ發達ヲ期スヘカラサルカ故ニ政府ハ更ニ積極的保護法ヲ制定シ或標準ノ下ニ一定ノ年限之ニ相當ノ補助金ヲ交付シ以テ國家ノ畜産政策上首尾一貫セル獎勵法ヲ執ラレムコトヲ望ム

右建議ス

○三浦覺一君 唯今議題ニ上リマシタ煉乳ニ關スル 建議案ニ付テ説明ヲ致シタイト
思ヒマス、實ハ是ハ熱心ナル徳田君ガ説明ヲ致ス筈デアリマシタガ、不慣レナル私ガ代
テ説明ヲ致スコトニナリマシタノデゴザイマス、煉乳ノ事柄ハナカ／＼大切ナコトデゴザイ
マシテ、實ハ我國ニ一箇年輸入致シマスルトコロアノ「ミルク」ハ約二百五十萬圓デゴザ
イマス、二百五十萬圓ノ輸入ハナカ／＼大シタモノデアル、若モ此輸入ヲ防グコトガ出

衆議院議事速記錄第二十三號

第八
蠶種病毒検査手數料廢止ニ關スル建議案（西谷金藏君提出）

蠶種病毒檢查手續料廢止ニ關スル建議

蠶和糸事校メノ事ハ蠶病醫防事務ノトミテ國家ハ蠶和製造業者ニ強制フル所ニ係リ單ニ當業者又ハ一地方ノ利害ニ止マルニ非ス實ニ國家全般ニ關スル產業行政事務ニ外ナラサルナリ故ニ之ニ要スル經費ハ國庫ニ於テ之ヲ支辨スヘキコト當然ナリトス然ルニ現行蠶絲業法ニ於テハ之ヲ府縣ノ負擔ト爲シ且當業者ヨリ検査料ヲ

徵收スルノ規定アリ是レ事理ニ於テ甚タ當ラ得サルノミナラス府縣及當業者ニ於テ苦痛措カサル所ナリ今ヤ政府ニ於テハ制度整理ノ調査ニ力ヲ注ギツアルノ時此ノ點ニ關シテモ調査ヲ盡シ右經費ハ全然之ヲ國庫ノ負擔ニ移スノ方針ヲ採リ以テ蠶絲業法中改正法律案ヲ次期議會ニ提出スルノ舉ニ出テムコトヲ望ム

〔西谷金藏君登壇〕

○西谷金藏君 本案ヲ提出致シマシテ理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、諸君、蠶絲業が本邦ノ最重要大ナル物産ニシテ、國家經濟ノ消長ノ係リテ實ニ斯業ノ上ニ存スルコトハ今更申スマデモナイコトアラウト存ジマス、故ニ國富ヲ増進シ、國家ノ發達ヲ期シ、輸出入ノ權衡ヲ維持セント欲セバ、蠶絲業者ヲ完全ニ保護獎勵シ、當業者ヲシテ安シテ斯業ニ從事セシムルノ方法ヲ講ズルヨリ急ナルコトハアルマイト信ジマス、是ヨリ一二其理由ヲ申上ゲマス、固ヨリ會期切迫ノ際デゴザイマスカラ極メテ簡單ニ申上ゲヤウト存ジマス、此建議案ハ蠶絲業法第二十六條ノ後段ヲ修正シ、第二十七條ヲ削除致シマス、此デゴザイマス、普通ノ場合デゴザイマスレバ之ヲ法律ノ改正案トシテ提出スルノガ相當アラウト存ジマス、事カ財政上ニ關係ヲ致シマスガ故ニ、之ヲ建議案ト致シマシテ、彼ノ制度調査委員會ニ於テ十分ニ調査セシメ、政府ヲシテ改正案ヲ提出セシメルノガ穩當アラウト存ジマシテ、此手段ヲ執ツタ次第デゴザイマス、蠶病豫防ノ事業ガ概ネ蠶種ノ病毒検査ニアリテ、其蠶病検査ノコトハ一地方ノ利害關係ノ問題デハナイノデアル、一般産業行政上、國家ノ事業アルト云フコトハ申スマデモゴザイマス、アレ故ニ府縣若クハ蠶種ヲ製造スル當業者ニ其費用ヲ負擔ラセシメルコトハ、最も不當アラウト信ジマス、蠶種豫防ニ關スル検査ハ總テ強制検査ニシテ、當業者ノ希望ヲ俟ツテスルトコロノ検査デハゴザイマス、國家ハ國家ノ利害、即チ公益上ノ必要ヨリ強制ノ嚴密ナル検査ヲスルノデゴザイマス、此場合ニ於テハ當然國家ノ義務トシテ國費ヲ以テ負擔スベキガ當然アラウト考ヘマス、デ國家若クハ府縣ニ於テ他ノ検査ノ例ヲ調ベテ見マスレバ、彼ノ畜牛結核病ノ如キ、若クハ各種傳染病検査ノ如キ、肥料検査ノ如キ、檢査若クハ度量衡検査ノ如キ、何レモ國家ノ利害、公益ヲ維持スルタメニ手數料ヲ取ラナクシテ、検査ヲシテ居ルノデゴザイマス、ソコデ此蠶病豫防ニ關スルコトガ如何ナル來歴ヲ持ツテ居ルカト云フコトヲ調ベテ見マスレバ、蠶種豫防検査法ハ明治二十八年法律第二十二號ヲ以テ發布セラレテ居ルノデアル、其第十九條ニ「府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶種検査手數料ヲ徵收スルコトヲ得」ト規定ラシテゴザイマシタ、然ルニツレガ翌三十九年ニ於テ此第十九條ハ全ク廢止セラレタノデアル、翌三十九年ノ法律第五十三號ヲ以テ本條ヲ削除セラレテ手數料ヲ取ルガ不當アルト云フコトニナツタノデアル、デ其検査致シマスとコロノ費用ガ幾ラハカリアルカト云フコトヲ調ベテ見マスレバ、僅々四五萬圓ノホカ過ぎナイノデアル、此四五萬圓ノ金ヲ取ルノニ如何ナル手數ガ掛ルカ又如何ニ蠶種ノ改良ヲ妨グルカト云フコトニ付テハ、是等ハ仔細ニ委員會ニデモ付セラレタラ委員會デ申述ベヤウト考ヘマス、近時此蠶種ハ頻リニ改良ノタメニ粹製ヲ獎勵セラレテ居ルニモ拘ラス、手數料ノ高低ガアルガタメニ粹製ヲ廢シテ平付ニ傾クノ嫌ガアルコトハ、蠶種業前途ノタメニ頗ル憂フベキコトアラウト存ジマス、〔約束ノ通り簡單ニ顯ヒマス〕ト呼フ者アリ、ツレデハ簡單ニ申シテ置キマス、モウ大層ノコトモゴザイマセヌ、〔緩クリヤリ給ヘ〕ト呼フ者アリ、聞クトコロニ據レバ此蠶絲業ノ保護モメニハ外國ニ於テハ各製絲業者ハ釜數ニ應ジテ隨分莫大ナル金ヲ下附セラレテ保護セラレテ居ル國モアル、我邦ノ蠶絲業ハ國家ノ命脈ニ關スル唯一ノ産業デゴザイマス、ルガ故ニ、六億ノ歲出入中僅々四五萬圓ノ金ガ支出ノ出來ナイト云フ皆ハナイノデアラ

蠶病豫防検査手數料廢止ニ關スル建議案 議事日程變更ノ諮問 衆議院議員選舉法中改正法律案貴族院回付案

ウト考ヘマス、此問題ハ本年ノ請願委員會ニ於テ此意味ノ請願ガアツテ、當議場ニ於テハ滿場一致ヲ以テ採擇セラレタノデゴザイマス故ニドウハ滿場ノ御賛成ニ依テ此案ノ満足ニ成立センコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君 本案モ議長指名九名ノ委員ニ付託ヒラレンコトヲ希望致シマス

○議長〔大岡育造君〕 恆松君ノ勸諭ニ御異議アリマセヌカ

○議長〔大岡育造君〕 御異議ガナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託致シマス、此際報告ガアリマス

〔書記朗讀〕 貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ

衆議院議員選舉法中改正法律案

○議長〔大岡育造君〕 御諮リラシマス、此際日程ヲ變更シテ唯今回付ニナリマシタ衆議院議員選舉法中改正法律案ニ對スル貴族院ノ修正ニ同意ヲ與フルヤ否ヲ諮ラデハ如何デアリマセウカ

〔異議ナシ〕〔聲起ル〕

○議長〔大岡育造君〕 然ラバ此際日程ヲ變更シテ貴族院回付ノ選舉法中改正法律案ヲ議題ニ供シマス

衆議院議員選舉法中改正法律案〔政府提出、貴族院回付〕

衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス

第一章 議員ノ定數及選舉ニ關スル區域

第一條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

衆議院議員ハ四百五十人以内トシ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

第五條 削除

第六條 郡市長ハ選舉長トナリ選舉ニ關スル事務ヲ擔任ス

一選舉區ニシテ數郡市ニ涉ルトキハ地方長官ハ關係郡市長ノ一人ヲシテ選舉長ヲラシムヘシ

第十一條 左ノ如ク改ム

六年ノ懲役又ハ

三 無期又ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者及舊刑法

ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者但シ復權ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

禁錮以上ノ刑ヲ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ

又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第四十二條 投票管理者ハ一名又ハ數名ノ投票立會人ト共ニ投票ノ翌日迄

ニ投票區、投票録及選舉人名簿ヲ選舉長ニ送致スヘシ

第四十四條 中選舉長ヲ「地方長官」ニ改ム

第六章 選舉會

第五十一條 選舉會ハ選舉長ノ屬スル郡市役所又ハ地方長官ノ許可ヲ得テ

選舉長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

第五十二條 選舉長ハ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第五十三條 選舉長ハ投票立會人中ヨリ三名以上七名以下ノ選舉立會人ヲ

選任シ選舉會ニ立會ハシムヘシ但シ一選舉區タル市ニ於テハ投票立會人ヲ以テ選舉立會人トス

第五十四條 選舉長ハ一選舉區タル市ニ於テハ投票ノ翌日其ノ他ノ郡市ニ於テハ投票函ノ總テ到達シタル翌日選舉立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ

第五十五條 第一項第五十七條及第五十九條中「開票管理者」ヲ「選舉長」ニ改ム

第五十六條 選舉長ハ選舉立會人ト共ニ各投票所ノ投票ヲ點檢スヘシ

第六十條 選舉長ハ選舉錄ヲ作り選舉會ニ關スル願末ヲ記載シ選舉立會人ト共ニ署名シ投票錄ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第六十一條 削除

第六十二條中「開票」ヲ「選舉會」ニ改ム

第六十三條中「開票所」ヲ「選舉會場」ニ改ム

第七章 削除

第六十四條 削除

第六十五條 削除

第六十六條 削除

第六十七條 削除

第六十八條 削除

第六十九條 削除

第七十條中第二項乃至第五項ヲ削リ左ノ二項ヲ加フ

第七十一條 當選人定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ氏名、得票數及選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數其ノ他選舉ノ結果ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十二條中「選舉長」ヲ「地方長官」ニ改ム

第七十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

當選人其ノ當選ヲ辭シ若ハ死亡シ又ハ當選人ナキトキハ地方長官ハ選舉ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ更ニ選舉ヲ行ハシムヘシ但シ第七十條第一

項ニ依リ當選シタル者其ノ當選ヲ辭シ又ハ死亡シタルトキハ選舉長ハ次ノ順位者ヲ當選人ト定ムヘシ

同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

選舉ニ關スル罰則ニ依リ處罰セラレタル結果當選無効トナリタル者アルトキハ地方長官ハ第一項ノ例ニ依リ更ニ選舉ヲ行ハシムヘシ

第七十八條中第一項ヲ削リ第二項ヲ左ノ如ク改ム

議員ニ關員ヲ生シタルトキハ地方長官ハ內務大臣ノ命ニ依リ其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補闕選舉ヲ行フヘシ

第八十六條中「十圓以上」ヲ削ル

第八十七條 選舉ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ニ該當スル所爲アル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 投票ヲ得ルノ目的ヲ以テ金錢、物品、手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ選舉人又ハ選舉運動者ニ供與シ又ハ供與セムコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾セムコトヲ周旋勸誘シタル者並其ノ供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者

二 投票ヲ得ルノ目的ヲ以テ酒食遊覽其ノ他方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ變應接待シ又ハ選舉會場若ハ投票所ニ往復スル爲船車馬ノ類ヲ供給シ又ハ旅費泊料ノ類ヲ代辦シタル者並此等ノ約束ヲ爲シタル者及其ノ變應接待若ハ船車馬ノ類ノ供給ヲ受ケタル者又ハ旅費泊料ノ類ノ代辦ヲ受ケタル者並此等ノ約束ヲ受ケタル者

三 投票ヲ得ルノ目的ヲ以テ選舉人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シ選舉人ヲ誘導シタル者及其ノ誘導ニ應シタル者

投票ヲ得シメ又ハ投票ヲ妨クルノ目的ヲ以テ前項各號ニ該當スル所爲ヲ爲シタル者亦同シ

前二項ノ場合ニ於テ其ノ收受シタル物件ハ之ヲ沒收シ既ニ費用シタルモノハ其ノ價ヲ追徵ス

第八十八條中「二月以上二年以下」ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス「二年以下」ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スニ改メ第一號中選舉人ノ下ニ「議員候補者、選舉運動者」ヲ加フ

第八十九條 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人及監視者選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示シ又ハ其ノ選舉區ノ投票結了前票數ヲ表示シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス其ノ表示シタル事實虛偽ナルトキ亦同シ

第九十條中「開票所」ヲ「選舉會場」ニ、「一月以上一年以下」ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上「一年以下」ノ禁錮又ハ「一、ノ罰亦前項ニ同シ」ヲ「ハ三年以下」ノ禁錮ニ處スニ改ム

第九十一條中「開票管理者」及「開票所」ヲ削リ「四月以上四年以下」ノ輕禁

銅ニ處ス」ヲ「五年以下ノ禁錮ニ處ス」ニ改メ第二項ヲ左ノ如ク改ム

多衆聚合シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス其ノ情ヲ知テ勢ヲ助ケタル者ハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十二條中「開票所」ヲ削リ「ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處ス其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處ス」ヲ「聚合シタル者ハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改メ第二項ヲ削リ

第九十三條中「選舉人、議員候補者及選舉運動者ニシテ」ヲ削リ「二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十四條中「開票所」ヲ削リ「前條ノ例ニ依リ一等ヲ加フ」ヲ「三年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十五條中「十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上」ヲ「六月以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十七條中「六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十八條中「一年以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「一年以上二年以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十九條中「五圓以上」ヲ削リ

第一百條中「第九十二條第二項」ヲ削リ

第一百二條 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタル者ハ判決ヲ以テ罰金ニ付テハ判決確定ノ日ヨリ其ノ他ノ刑ニ付テハ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年以上八年以下選舉人及被選舉人タルコトヲ禁ス

第一百六條第一項中「掌ル」ヲ「掌リ町村役場トアルハ戸長役場又ハ之ニ準スヘキモノニ該當ス」ニ改メ第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法ニ規定シタル郡長ノ職務ハ北海道廳支廳長、島司又ハ之ニ準スヘキ者之ヲ掌リ郡役所トアルハ北海道廳支廳、島廳又ハ之ニ準スヘキモノニ該當ス

○京都市
東京市、大阪市ノ區及北海道、沖繩縣ノ區ニ付テハ本法中市トアルハ區、市長トアルハ區長、市役所トアルハ區役所ニ該當ス

第七十七條中「開票管理者」ヲ削リ

第一百十條中「及」ヲ削リ「沖繩縣」ノ下「其ノ他交通不便ノ地」ヲ加フ

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ次ノ總選舉前ノ議員補選ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法ハ北海道廳根室支廳管内千島ニ屬スル諸郡及東京府小笠原島ニハ當分ノ内之ヲ施行セス

沖繩縣ニ於テ初メテ議員ヲ選舉スルニ付必要ナル選舉人名簿ノ調製ニ限リ第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條第二十七條ノ期日及期間ハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス

第九十九條中「五圓以上」ヲ削リ

第一百條中「第九十二條第二項」ヲ削リ

第一百二條 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタル者ハ判決ヲ以テ罰金ニ付テハ判決確定ノ日ヨリ其ノ他ノ刑ニ付テハ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年以上八年以下選舉人及被選舉人タルコトヲ禁ス

(別表)

東京府

東京市

議員總數

伊豆七島トモ二十四人

十七人

第一區

麴町區

一人

第二區

四谷區

一人

第三區

赤坂區

一人

第四區

芝區

一人

第五區

京橋區

一人

第六區

日本橋區

一人

第七區

本所區

三人

第八區

淺草區

二人

第九區

神田區

二人

第十區

下谷區

二人

第十一區

本郷區

一人

第十二區

小石川區

二人

第十三區

牛込區

一人

第十四區

豐多摩區

一人

第十五區

北豐島區

一人

第十六區

南足立區

一人

第十七區

南葛飾區

一人

第十八區

伊豆七島

一人

京都市

議員總數

八人

第一區

京都府

三人

第二區

紀伊郡

一人

第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	兵庫縣	神戶市 姫路市	議員總數	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	第十區	第十一區																
久良岐郡	橘樹郡	都筑郡	三浦郡	鎌倉郡	高座郡	愛甲郡	津久井郡	中上郡	足柄上郡	足柄下郡	神戶市	姫路市	武庫郡	川邊郡	有馬郡	多紀郡	氷上郡	明石郡	美濃郡	加古郡	印南郡	加東郡	多可郡	加西郡	飾磨郡	神崎郡	揖保郡	赤穂郡	佐用郡	城崎郡	美方郡	出石郡	養父郡	朝來郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	十六人	十六人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	

第十區	高田市	二
第十一區	中頸城郡	二
第十二區	西頸城郡	一
第十三區	佐渡郡	一
議員總數	十八	十
第一區	北足立郡	二
第二區	入間郡	二
第三區	比企郡	二
第四區	大里郡	二
第五區	南埼玉郡	二
第六區	北葛飾郡	一
第七區	北埼玉郡	一
第八區	兒玉郡	一
第九區	秩父郡	一
議員總數	十八	七
第一區	前橋市	一
第二區	高崎市	一
第三區	新田郡	二
第四區	山田郡	二
第五區	邑樂郡	二
第六區	群馬郡	二
第七區	吾妻郡	二
第八區	碓氷郡	二
第九區	佐波郡	二
第十區	利根郡	二
第十一區	勢多郡	二
第十二區	北甘樂郡	一
第十三區	多野郡	一
議員總數	十八	十
第一區	千葉市	一
第二區	市原郡	一
第三區	印旛郡	一
第四區	東葛飾郡	一
第五區	香取郡	一
議員總數	十八	八

第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	議員總數	栃木縣	第十區	第九區	第八區	第七區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	議員總數	茨城縣	第九區	第八區	第七區	第六區	第五區	
那須郡	鹽谷郡	足利郡	安蘇郡	上都賀郡	下都賀郡	芳賀郡	河內郡	宇都宮市	八人	猿島郡	北相馬郡	碓波郡	結城郡	筑波郡	真壁郡	西茨城郡	新治郡	行方郡	鹿島郡	多賀郡	久慈郡	那珂郡	東茨城郡	水戸市	十人
二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	七人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

愛知縣	第九區	第八區	第七區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	議員總數	津市	四日市市	宇治山田市	三重縣	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	議員總數	奈良縣	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區			
名古屋市	名古屋郡	阿山郡	南牟婁郡	北牟婁郡	志摩郡	度會郡	飯氣郡	桑名郡	員辨郡	三河郡	河藝郡	鈴鹿郡	安濃郡	宇治山田市	津市	四日市市	宇治山田市	吉野郡	宇智郡	高市郡	南葛城郡	北葛城郡	宇陀郡	磯城郡	生駒郡	山邊郡	添上郡	奈良市	五人
三人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	七人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

豐橋市
議員總數

十五人

第一區

名古屋市

三人

第二區

豐橋市

一人

第三區

愛知郡

一人

第四區

東春日井郡

一人

第五區

西春日井郡

一人

第六區

丹羽郡

一人

第七區

中島郡

一人

第八區

海東郡

一人

第九區

海西郡

一人

第十區

知多郡

一人

第十一區

碧海郡

一人

第十二區

額田郡

二人

第十三區

西加茂郡

一人

第十四區

東加茂郡

一人

第十五區

北設樂郡

一人

第十六區

南設樂郡

一人

第十七區

寶飯郡

一人

第十八區

八名郡

一人

靜岡縣
議員總數

十二人

第一區

靜岡市

一人

第二區

濱松市

一人

第三區

安倍郡

一人

第四區

富士郡

一人

第五區

庵原郡

一人

第六區

駿東郡

一人

第七區

志太郡

一人

第八區

榛原郡

一人

第九區

小笠郡

一人

第十區

周智郡

一人

第十一區

磐田郡

一人

第十區

濱名郡

二人

第十一區

引佐郡

一人

第十二區

田方郡

一人

第十三區

賀茂郡

一人

第十四區

山梨縣

一人

第十五區

甲府市

一人

第十六區

西山梨郡

一人

第十七區

東山梨郡

一人

第十八區

北山梨郡

一人

第十九區

中巨摩郡

一人

第二十區

東八代郡

一人

第二十一區

西八代郡

一人

第二十二區

南巨摩郡

一人

第二十三區

南都留郡

一人

第二十四區

北都留郡

一人

第二十五區

大津市

五人

第二十六區

滋賀郡

一人

第二十七區

高島郡

一人

第二十八區

甲賀郡

一人

第二十九區

野洲郡

一人

第三十區

栗太郡

一人

第三十一區

蒲生郡

一人

第三十二區

神崎郡

一人

第三十三區

愛知郡

一人

第三十四區

犬上郡

一人

第三十五區

東淺井郡

一人

第三十六區

伊香郡

一人

第三十七區

岐阜縣

一人

第三十八區

岐阜市

九人

第三十九區

議員總數

八人

第二區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
第三區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
第四區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
第五區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
第六區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
第七區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
第八區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
第九區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
第十區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
第十一區	稻葉縣郡	山縣郡	羽島郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	掛斐郡	本巢郡	武上郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡	惠那郡	大野郡	益田郡	吉城郡
議員總數	十二人																	

一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

第十二區	宮城縣郡	仙臺郡	宮城郡	名取郡	柴田郡	刈田郡	伊具郡	互理郡	黑川郡	加美郡	志田郡	遠田郡	玉造郡	栗原郡	登米郡	本吉郡	桃生郡	杜鹿郡
第七區	宮城縣郡	仙臺郡	宮城郡	名取郡	柴田郡	刈田郡	伊具郡	互理郡	黑川郡	加美郡	志田郡	遠田郡	玉造郡	栗原郡	登米郡	本吉郡	桃生郡	杜鹿郡
第八區	宮城縣郡	仙臺郡	宮城郡	名取郡	柴田郡	刈田郡	伊具郡	互理郡	黑川郡	加美郡	志田郡	遠田郡	玉造郡	栗原郡	登米郡	本吉郡	桃生郡	杜鹿郡
第九區	宮城縣郡	仙臺郡	宮城郡	名取郡	柴田郡	刈田郡	伊具郡	互理郡	黑川郡	加美郡	志田郡	遠田郡	玉造郡	栗原郡	登米郡	本吉郡	桃生郡	杜鹿郡
第十區	宮城縣郡	仙臺郡	宮城郡	名取郡	柴田郡	刈田郡	伊具郡	互理郡	黑川郡	加美郡	志田郡	遠田郡	玉造郡	栗原郡	登米郡	本吉郡	桃生郡	杜鹿郡
第十一區	宮城縣郡	仙臺郡	宮城郡	名取郡	柴田郡	刈田郡	伊具郡	互理郡	黑川郡	加美郡	志田郡	遠田郡	玉造郡	栗原郡	登米郡	本吉郡	桃生郡	杜鹿郡
第十二區	宮城縣郡	仙臺郡	宮城郡	名取郡	柴田郡	刈田郡	伊具郡	互理郡	黑川郡	加美郡	志田郡	遠田郡	玉造郡	栗原郡	登米郡	本吉郡	桃生郡	杜鹿郡
議員總數	十一人																	

一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

第八區	河沼郡	一人
第九區	石城郡	一人
第十區	相馬郡	一人
巖手縣	盛岡市	一人
盛岡市	盛岡市	一人
議員總數	七	六
第一區	巖波郡	一人
第二區	二戸郡	一人
第三區	九戸郡	一人
第四區	下閉伊郡	一人
第五區	上閉伊郡	一人
第六區	和賀郡	一人
第七區	江刺郡	一人
青森縣	氣仙郡	一人
青森市	西磐井郡	一人
弘前市	東磐井郡	一人
議員總數	七	五
第一區	青森市	一人
第二區	弘前市	一人
第三區	南津輕郡	一人
第四區	東津輕郡	一人
第五區	上北郡	一人
第六區	下北郡	一人
第七區	三戸郡	一人
山形縣	中津輕郡	一人
山形市	北津輕郡	二人
議員總數	七	一

[illegible]

石川縣		富山縣		鳥取縣	
議員總數	郡市	議員總數	郡市	議員總數	郡市
第一區	六人	第一區	七人	第一區	四人
第二區	一人	第二區	一人	第二區	一人
第三區	一人	第三區	一人	第三區	一人
第四區	二人	第四區	一人	第四區	二人
第五區	一人	第五區	一人	第五區	一人
大飯郡	遠敷郡	三方郡	敦賀郡	南條郡	今立郡
丹生郡	今立郡	南條郡	敦賀郡	三方郡	遠敷郡
石川郡	金澤市	能美郡	江沼郡	河北郡	羽咋郡
鹿島郡	鳳至郡	珠洲郡	富山市	高岡市	上新川郡
中新川郡	下新川郡	婦負郡	東礪波郡	西礪波郡	射水郡
氷見郡					

島根縣		岡山縣		鳥取縣	
議員總數	郡市	議員總數	郡市	議員總數	郡市
第一區	七人	第一區	十人	第一區	一人
第二區	一人	第二區	一人	第二區	一人
第三區	一人	第三區	一人	第三區	一人
第四區	一人	第四區	一人	第四區	一人
第五區	一人	第五區	一人	第五區	一人
第六區	一人	第六區	一人	第六區	一人
岩美郡	八頭郡	氣高郡	東伯郡	西伯郡	日野郡
松江市	八東郡	能義郡	仁多郡	大原郡	飯石郡
飯川郡	簸川郡	安濃郡	鹽智郡	那賀郡	美濃郡
鹿足郡	隱岐郡				
岡山市	御津郡	兒島郡	上道郡	赤磐郡	和氣郡
邑久郡	都窪郡	吉備郡	小田郡	後月郡	

[illegible]

一 一 一 二 一 五 一 一 一 一 二 二 一 八 一 一 一 一 一 一 一 一
 人

上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上
人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人

十一一一一
二
人人人人人

[illegible]

第四區

札幌支廳管内

一人

第五區

空知支廳管内

二人

第六區

増毛支廳管内

一人

第七區

上川支廳管内

二人

第八區

宗谷支廳管内

一人

第九區

網走支廳管内

一人

第十區

釧路支廳管内

一人

本表ハ十年間ハ之ヲ更正セス

○奥繁三郎君 貴族院ノ修正ニナリマシタル肝要ナ處ヲ御報告ヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 貴族院ノ修正ノ主ナルモノハ別表ノ小選舉區デアリマス、即チ現行法ノ如クニ修正セラレ居リマス(拍手起ル)其結果トシテ各條ニモ修正ガアリマスガ、大體ハ小選舉區トシテ本院ヨリ送付シタルモノヲ大選舉區ニ引直シタルコトニアリマス——小川平吉君

○小川平吉君 此貴族院ニ於テ修正ニナリマシタル小選舉區ヲ廢シ、現行法ノ如クスルコトニ於テ大選舉區、小選舉區ノ問題ハ本案ノ中ノ骨子トモ云フベキ——眼目トモ稱スベキ最モ主要ナル點デアリマス、而シテ今回衆議院ニ於テ議決致シタルコトハ小選舉區ハ選舉界ニ於ケル時弊ヲ矯正シ(ノウ)憲法ノ圓滿ナル發達ヲスルメニ最モ必要ナル制度デアリ、此必要ナル制度ニシテ(「登壇セシムベシ」ト呼フ者アリ)本案ノ骨子タル小選舉區制ニ向テ修正ヲ加ヘタル以上ハ(「登壇セヨ、無禮ナリ」ト)「分リサヘスレバ宜イデハナイカ」ト呼フ者アリ)本員ハ決シテ之ニ服スルコトハ出来ナイデアリマス(「登壇セシムベシ」議長許可ヲ與ヘタルヤ「ト呼フ者アリ)因テ速ニ否決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 許可ヲ與ヘマシタ——藤澤幾之輔君

○鈴木力君 何等議長ノ口ヨリ發シタルコトヲ聽カナイ、斯ル輕卒無禮ナルコトハ往カヌ、衆議院ガ禮ヲ知ラザルモノデアル、彼ノ議論ヲ取消サセテ貰ヒタイ、議長ハ要求シマス

○議長(大岡育造君) 自席テ發言シタルトテ、何等不都合ナコトハアリマセヌ

○鈴木力君 議長ノ許可ヲ得ズシテ宜シウゴザイマス

○議長(大岡育造君) 議長ハ登壇ノ必要アル時分ニハ特ニ命ジマス

(藤澤幾之輔君登壇)

○藤澤幾之輔君 諸君、本員ハ貴族院ノ回付案即チ貴族院ノ修正ニ賛成ヲ表スルモノデアリマス、諸君、物ニハ各、利アリ害アリ、又長アリ短アルコトハ、茲ニ改メテ申述ベルマデモナイコトデアル、大小選舉區ニモ亦各、一得一失アルコトニ至ッテハ、是又改メテ茲ニ論ズルマデモナイコトデアリマス、然ルニ此大小選舉區ニ對スル可否及利

害ニ付キマシテハ、特別委員會ニ於テ、又本會議ニ於テ、十分ニ論議セラレタルコトノモノデアリマス、仔細ニ吟味致シタルナラバ尙未ダ盡サシコトノモノアルニハ相違ナイ、併ナガラ此場合ニ於テ再ビ之ヲ論議スルコトニ付コトハ必シモ私ハ必要ヲ認メナイ、故ニ私ハ何故ニ貴族院ノ修正ニ賛成スルカト云フコトヲ申述スレバ、ツレデ足レルコト、信ズル(「ヒヤ」)即チ貴族院ノ修正ハ其論セラレタルコトノ各員ノ論旨ニ於テハ私共ノ敬服スルコトノ出来ナイ箇條ガアッタニハ相違ゴザイマセヌ又併ナガラ其歸著點ヲ同ウスルガ故ニ、私共ハ此貴族院ノ修正ニ賛成ヲ致シマスノデゴザイマス、此ノ如ク申上ゲマスルコト云フト、或ハ彼ハ即チ國民黨ハ院議ヲ重シナイト云フヤウナ議ガアルカモ存マセヌケレドモ(「ノウ」)「其通り」ト呼フ者アリ)然レドモ諸君(「此問題ハ然ラズ」自覺シテ居ル)ト呼フ者アリ)此事柄ニ付キマシテハ靜ニ御考ヘニナリマシタルナラバ、私ガ茲ニ喋々ノ辯ヲ要スルマデモナイコト、考ヘマス、即チ吾々ノ主義又、吾々ノ重大ナル主張ハ孰ノトキ、如何ナル場合ヲ問ハズ、機會タニアリマシタルナラバ之ヲ貫徹スルコトニ努ムルト云フコトハ、何等此間ニ異議ヲ挿ムベキ筋合ハナイデアリマス(「ヒヤ」)殊ニ此貴族院ノ決議ハ吾々ノ主張通りノ結果ヲ生ジタ以上、何ヲ以テ之ニ反對致シマセウカ(「自分ガ賛成シタル宜イ」ト呼フ者アリ)又之ヲ既往ノ實例ニ徵シテ考ヘテ見マスレバ、彼ノ豫算案ニ於キマシテモ、亦法律案ニ於キマシテモ、貴族院ノ回付案ヲ直ニ否決致シタル例モ澤山アリマスガ、又可決致シタルコトコロノ數モ尠ナカラヌコトデアアルデアリマス(「申譯無用」ト呼フ者アリ)理ニ於テ、又例ニ於テ、既ニ此ノ如クナル以上ハ、私共ガ此貴族院ノ回付案ニ賛成致シマシタル院議ヲ重シスル所以デハナイト云フ攻撃ガアリマシタルナラバ、其攻撃ハ全ク間違ッタルコトヲ意見デアリマス、ツレカラ終リニ於テ私ハ政友會ノ諸君ニ一言申述スベシ、此案ヲ當席ニ於テ否決致シマシタル結果、兩院ノ協議會トナリマシタルカヲ申シマシテ其結果ハ固ヨリ知ルベキノデアリマス(「何言フ」ト呼フ者アリ)サウ致シテ見マスと云フト、新ニ此市ガ獨立選舉區トナリマスルコトコロノガ十アリマス、ツレカラ又議員ノ數ヲ増シマスルコト五十名デアリマス、然ルニ若モ此案ガ否決ニナリマシタルナラバ、國民ハ如何ニ其遺憾ヲ感ズルデゴザイマセウ(「ソナコトハ分ッテ居ル」謹聽)「議場ヲ整理スベシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 靜ニシテ御居デナサイ

○藤澤幾之輔君 又モウ一ツ御注意致シタイコトガアル(「不公平ナル議長デハナイカ」ト呼フ者アリ)其故ハ何カトナリマスと云フト(「ヤカマシイ」ト呼フ者アリ)本案ハ憲法政治ノ基礎トナルベキコトコロノ重大ナル案件デアリマス、然ルニ之ヲ提出スルニ當リマシテハ或ハ調査會ヲ設ケ、或ハ樞密院ノ議ニ付シテ而シテ之ヲ提出シマシタル、其結果ハ如何デアリマスガ、諸君、此ノ如キ結果ニナリマシタル以上ハ、固ヨリ其責任ハ重大デアリマス、重大デアリマスガ、諸君ガ貴族院ノ修正ヲ容レテ、之ヲ可決致シマスレバ、其責任ノ幾分ヲ或ハ減ズルカモ知レスト思ヒマスガ(「餘計ナコトヲ言フナ」ト呼フ者アリ)若然ラザルトキニ於テハ其責任ハ層一層重キヲ加フルコトデアラウト存シマスル故ニ、諸君ハ諸君ノ政府並ニ諸君ノ黨ノ重キニ任スル以上此邊ニ對シマシテハ十分ナル御考慮ヲ御費シニナランケレバナラヌコトデアラウト考ヘルデアリマス、僅ニ賛成ノ趣旨ヲ申上ゲマス

○恆松隆慶君 動議ヲ提出致シマス、本問題ニ付キマシテ幾十分……

(議長「ト呼フ者アリ」)

○議長(大岡育造君) 恆松君ニ許シテアリマス

○恆松隆慶君 私ハ發言ノ許可ヲ得テ居リマス

〔議長々々〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 恆松君ニ發言ヲ許シテ居リマス

○恆松隆慶君 曩ニ此問題ニ付テハ論旨ハ最早盡キテ居ルト思ヒマスカラ、今更繰返シテ喋々辯ズル必要ハナト思ヒマス、ドウカ討論終結ト云フコトニシテ此問題ニ付テハ直ニ兩院ノ協議會ヲ開カレンコトヲ要求致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 討論終結ノ動議が起ツテ居リマスカラ、決ヲ採リマス

〔議場ノ整理ニ付テ言ヒタイ、議長ハ何デ耳ヲ假サヌカ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 議場ノ整理ト云フノハ何デスカ

〔何デ聴カザルカ〕政友會ノ議長デハアルマイト呼フ者アリ

○ト部喜太郎君 議長

○議長(大岡育造君) ト部君、何デスカ

○ト部喜太郎君 唯今問題ニナッテ居リマス選舉法デゴザイマスガ、貴族院デ修正サレト申シマスアレドモ、ドノ箇條ガ修正サレタノデアリマスガ、未タ吾々ノ手許ニハ何等報告ガナイノデアリマス、斯ル重大ナル問題ヲ議スルニ當リマシテハ最も慎重ノ態度ヲ執ラナケレバナラス、官減法ニ議スルト云フコトハ私ハ出來マセヌ、ソレ故ニ……

〔議長々々〕ト呼フ者アリ

○ト部喜太郎君 議長

○議長(大岡育造君) 議場整理ノタメトアリマスカラ、一應申シマス

○ト部喜太郎君 トウ云フ案ガ今此議場ニ上ツテ居リマスガ

○議長(大岡育造君) 此議場ニハ……

○ト部喜太郎君 オセシカイニ貴族院ノ傍聴ニ參リマセスカラ、吾々ノ手許ニチャント其議案ガ廻リテ來ナケレバ、議長ヨリ明細ニ貴族院ノ修正ト云フモノヲ御報告ナラナケレバ分リマセヌ

○議長(大岡育造君) 御著席ナサイ、分ルヤウニ言ヒマス

〔討論終結〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 諸君ニ分ルヤウニ申シマス、既ニ議場ニ諮ツテ日程ヲ變更シテ、此事ヲ議スルヤ否ヤヲ問ウタトキニ、直ニ日程ヲ變更シテ議題ト爲スベシト云フコトニ確定シテ、而モ國民黨ヨリ代表者ヲ出シテ討論ヲセラレル次第デアリマス、又政友會ヨリモ發議ヲシタル次第デアリマスカラ、此議事ハ選舉法ノ問題ガ進行シテ、既ニ討論終結ノ動議ガ今起ツテ、其贊成ガアルトコロデアリマス

○ト部喜太郎君 然ラバドウ云フ議案ガ今問題ニナッテ居リマスガ

○議長(大岡育造君) 問題ハ……

〔議場騒然〕議長ハ狼狽シテ居ルカト呼フ者アリ

○ト部喜太郎君 貴族院ノ修正ハ吾々ニハ徹底致シテ居リマセヌ

○小河源一君 討論終結ニ反對ノ意見ヲ述ベマス

○議長(大岡育造君) 討論終結ハ討論ヲ須井ズシテ可否ヲ決シマス、討論終結ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 多數

〔拍手起ル〕

〔少數〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 多數デアリマス、討論ハ終結トナリマシタ、因テ本問題ノ貴族院ノ修正ニ同意ヲ與フルヤ否ヤヲ決シマス、同意ヲ與フベシト云フ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 少數

○議長(大岡育造君) 少數デス、同意ヲ與ヘザルコトニ決シマシタ

〔拍手起ル〕

○奧繁三郎君 兩院協議會ハ十名トシテ、衆議院規則ハ十二條ニ據ッテ本院ヲ選舉シタウゴザイマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○阪本彌一郎君 議長

○議長(大岡育造君) 靜肅ニ願ヒマス、奧君ノ……

○阪本彌一郎君 委員說ニ付テ意見ガアリマス

〔議長々々〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 阪本彌一郎君

○阪本彌一郎君 唯今奧君カラ委員ハ議場ニ於テ選ビタイト云フ御意見ガアリマシタガ、私ハ先例ニ依リマシテ、ヤハリ議長ノ指名ニ一任シタイト思ヒマス(「ノウノ」贊成々々ト呼フ者アリ)大政黨ノ領袖タル議長ノアルアリ、此公平ナル議長ノ指名ヲ私ハ希望スルノデアリマス

〔政友會ハ議長不信任ナリヤ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御諮リヲ致シマス、委員選舉ニ關シテ一說アリマスカラシテ、此決ヲ採リマス

〔原則ハ議場ヲ選ブノデスカラ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 奧君ノ動議ノ如ク議場ニ於テ協議員ヲ選舉スベシト云フ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 多數

○議長(大岡育造君) 多數デアリマス、因テ協議員ハ議場ニ於テ投票スルコトニ決シマシタ

〔政友會ハ議長ノ不公平ヲ認メタリ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 即チ委員ノ數ハ十名ノ連記投票デアリマス

〔何名デスカ分リマセヌ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 十名デス氏名點呼ヲ始メマス

〔書記氏名ヲ點呼ス〕

○議長(大岡育造君) 然ラバドウ云フ議案ガ今問題ニナッテ居リマスガ

〔閉鎖々々〕ト呼フ者アリ

○恆松隆慶君 閉鎖ノ宣告ヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 選舉ノ場合ニハ別ニ閉鎖等ヲ用井マセヌデス名刺ヲ御持參ニナレバ宜シイ

〔書記氏名點呼ヲ繼續ス〕

○議長(大岡育造君) 投票漏ハアリマセヌカ

〔アリマス〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) アリマスナラバ、速ニ投票ヲ望ミマス——投票漏ハナイト認メマス、縦シアデモ、ソレハ棄權者ト認メマス——投票函ノ開函ヲ命ジマス

(書記官投票及名刺ノ數ヲ計算ス)

○議長(大岡育造君) 投票ト名刺ノ數ハ同一デアリマス、共二百六十七デス、是ヨリ開票ヲ命ジマス

(津久井書記官投票ヲ讀上ク)

○ト部喜太郎君 投票ノ開票ノ場合ニハ定數ヲ缺イテモ宜イデアリマスガ

○議長(大岡育造君) 今マデノ例ニ依レバ必シモ定數ガ無クテモ宜シイデアリマス

○ト部喜太郎君 定數ガ無クテモ宜イノデスカ

○議長(大岡育造君) 是マデノ例ハサウデゴザイマス

(津久井書記官投票ノ讀上ヲ繼續ス)

○議長(大岡育造君) 議長席ヲ退キ、副議長肥塚龍君議長席ニ著ク

(副議長肥塚龍君議長席ヲ退キ、議長大岡育造君復席ス)

○議長(大岡育造君) 御諮リシマス、御著席ヲ願ヒマス、投票ノ中ニ板井勘五郎ト云フノガアリマスガ、是ハドウモ宛テヤウガアリマセヌカラ、無効ニシタイト思ヒマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 鵜沼總明トアリマス、是モ無効ニ致シタイト思ヒマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 小久保喜平トアリマスガ、是ハ如何デスカ

(「無効キヤ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 無効ニ致シマスガ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ無効ニ致シマス、ソレカラ此處ニハ姓ノミヲ列ベタノガアリマセドモ、文字ガ著シク出來テ居リマス、小久保、小川、改野、長島、是ハ外ニ二人ガアリマセヌ、長島君モ改野君モ同姓ノ人ハアリマセヌ、小久保君モ同姓ノ人ガアリマセヌカラ宜カラウト思ヒマス、小川君モサウデアリマス「オガハ」ト云フ姓ハ二人アリマセドモ「小川」ト書イデアリマス、サウスレバ平吉君ヨリ外ニハナイデアリマス、是モ有效ニシヤウト思ヒマス、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 然ラバ是ダケデアリマシテ、今一票無効ノ投票ガアリマス、是ハ採用シマセヌ

(書記官投票ノ讀上ヲ繼續ス)

○議長(大岡育造君) 無効投票一票——書記官長ヨリ投票ノ結果ヲ御報告致シマス

(林田書記官長朗讀)

百五十四點	長島 繁太郎君	百五十四點	改野 耕三君
百五十四點	伊藤 大八君	百五十四點	與 繁三郎君
百五十四點	戸持 權之助君	百五十三點	鵜沼 總明君
百五十三點	松田 源治君	百五十三點	板東 勘五郎君
百五十二點	小久保 喜七君	百五十一點	小川 平吉君

(三)

十一點	加藤 恆忠君	十點	加瀬 禮逸君
十點	大西 五郎君	十點	大竹 貫一君
十點	石橋 爲之助君	十點	小泉 又次郎君
十點	三谷 軌秀君	九點	田川 大吉郎君
八點	花井 卓藏君	七點	木下 謙次郎君
四點	才賀 藤吉君	四點	岩下 清周君
二點	梅原 真君	二點	早速 整爾君
二點	河野 廣中君	一點	飯田 精一君
一點	堀谷 左治郎君	一點	橋本 太吉君
一點	大石 正己君	一點	細野 次郎君
一點	遠藤 良吉君	一點	大岡 育造君
一點	杉田 定一君	一點	關 和知君
外ニ無効	ト部 喜太郎君	一點	村松 恆一郎君
一票		一點	福田 又一君

(投票シタル議員ノ氏名左ノ如シ)

大橋 賴摸君	大野 久次君	五十嵐 敬止君	米田 穰君
田中 龜之助君	元田 肇君	山岡 國吉君	高橋政右衛門君
中倉 萬次郎君	菊池 侃二君	伊東 祐賢君	熊本 壽人君
坂元 英俊君	高橋 光威君	加瀬 禮逸君	黃金井 爲造君
清水 市太郎君	篠井 甚吉君	永江 純一君	改野 耕三君
上柳喜右衛門君	木戸 豐吉君	矢島 中君	杉田 定一君
佐竹 作太郎君	尾崎 行雄君	西谷 金藏君	神前 修三君
漆 昌巖君	河上 英君	辻川 與一君	根岸 晴太郎君
松田 吉三郎君	川島 龜夫君	濱名 信平君	高原 篤行君
武市 庫太郎君	田邊 熊一君	岡崎 邦輔君	河野 郁太郎君
市田 兵七君	長 晴登君	千葉 禎太郎君	高久 倉藏君
原田 十衛君	木下 吉之丞君	古 森 泰君	植場 平君
齋藤 珪次君	早川 龍介君	板東 勘五郎君	齋藤 二郎君
高橋 直治君	柏原 左源太君	高橋 嘉太郎君	高 森 新君
駒田 小次郎君	西山 彰君	板倉 中君	高田 露君
田中 定吉君	安川 保次郎君	武滿 義雄君	川村 睦君
井上 敏夫君	三土 忠造君	世良 靜一君	有本 國藏君
森 國造君	手塚 正次君	高濱 與七君	木下 謙次郎君
關 信之介君	山口 熊野君	阿部 德三郎君	飯田新右衛門君
鷺田 士三郎君	野田 卯太郎君	長島 繁太郎君	富安 保太郎君
伊藤 大八君	佐々木 文一君	德田 讓甫君	大坂 金助君
奧 繁三郎君	小川 平吉君	三浦 覺一君	小山田 信藏君
福井 準造君	福井 三郎君	坂本 元明君	村井 善四郎君

八木 逸郎君 小久保喜七君 戸水 寛八君 東 武君
細川 義昌君 翠川 鐵三君 松田 源治君 大久保弁太郎君
稻村 辰次郎君 望月 圭介君 竹越 與三郎君 岡田 泰藏君
遠藤 真吉君 原 敬君 水間 此農夫君 春田 祐清君
松田 正久君 川崎 安之助君 丹尾 頼馬君 村上 先君
竹内 清明君 上 埜 安太郎君 武藤 金吉君 渡邊 勘十郎君
秋岡 義一君 橋本 次六君 園山 勇君 菅 原 傳君
福岡 精一君 古賀 庸藏君 阿部孫左衛門君 戸狩權之助君
高山 長幸君 阪 泰 碩君 古井 由之君 根本 正君
佐々木鐵太郎君 藏内 治郎作君 恆松 隆慶君 村野常右衛門君
柚木 慶二君 井上 傳作朝君 太田 清藏君 神戶 松之輔君
島田 保之助君 柳田 清兵衛君 築山 和一君 森 茂生君
望月 右内君 三浦 盛德君 遠藤 吉平君 古野 孫太郎君
塚田 啓太郎君 庄野 金十郎君 橋本 久太郎君 渡邊 修君
吉植 庄一郎君 白石 義郎君 石郷岡 文吉君 阿部 政太郎君
粕谷 義三君 山際 敬雄君 向坂 弘君 小泉 又次郎君
才賀 藤吉君 岩下 清周君 大西 五一郎君 加藤 恆忠君
大竹 貫一君 田川 大吉郎君 石橋 爲之助君 三谷 軌秀君
鈴木 力君 卜部 喜太郎君 阪本 彌一郎君
○議長(大岡育造君) 以上ノ中ヲ當選セラレタルハ、長島鷲太郎君、鵜澤總明君、
改野耕三君、松田源治君、小久保喜七君、小川平吉君、伊藤大八君、奥繁二郎
君、戸狩權之助君、板東勘五郎君、此諸君ハ明後日午前十時御集リノ上、議長ノ
互選ヲ行ハレテ御居ケニナランコトヲ望ミマス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマ
ス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後五時五十五分散會

衆議院議事速記録第二十二號正誤

頁段行	頁段行
三八二 上 一 新聞、雜誌等	三八四 下 二三 陝西 正
同 一七 通シテ	三九二 上 八 事業
三八四 下 二三 昌隆	事賀
升九	